

## 「平成 23 年度 第 1 回 高知県食の安全・安心推進審議会」

日時：平成 23 年 10 月 26 日(水) 午後 1 時～4 時

場所：高知市総合あんしんセンター 3 階 大会議室

---

(松岡チーフ)

それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 23 年度第 1 回高知県食の安全・安心の推進審議会を開催いたします。私、本日の司会を務めさせていただきます食品衛生課の松岡と申します。よろしくお願いいたします。さて、この審議会は平成 18 年 2 月から開催をしており、今回で通算 12 回目。平成 23 年度審議会としては初めての開催となります。今回の審議会では平成 19 年 2 月に策定された「食の安全・安心推進計画」の総括と、次期計画の案についてご審議をいただくこととなっております。審議会には 20 名の委員さんがありますが、本日は西岡委員、寺尾委員、能勢委員、津野委員、田中委員、久保田委員、6 名が所用のため欠席され、14 名のご出席をいただいております。高知県食の安全・安心推進条例第 30 条第 3 項の規定に基づき、審議会の委員数の過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

まず、開会のあいさつの前に事務局からご報告させていただきたいことがございます。これまで会長として審議会にご尽力をいただきました旧高知女子大学の山根学長が、この 3 月をもちまして大学を退官されました。後任の委員としまして県立大学の南学長にお願いいたしました。南委員、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。そして、日頃からお世話になっております中国四国農政局、高知地域センター、松本総括農畜安全管理官様にご出席をいただいております。どうも、ありがとうございます。

(松本管理官)

よろしくお願いいたします。

(松岡チーフ)

また、出席名簿にありますように県並びに高知市の食の安全・安心に関する各課が出席しております。それでは、会議に入ります前に、健康政策部部長入福聖一より皆さまに開会のご挨拶をさせていただきます。

(入福部長)

県の健康政策部長をしております入福と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆さま方にはお忙しいところ、食の安全・安心推進審議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。また、日頃から県の食の安全・安心に関する農業施策にご支援、ご

協力を賜りまして感謝申し上げます。ご承知の通り本年度が平成19年2月に策定しました現行計画の最終年度に当たるといことで現行計画の総括等を行いまして、その上で次期計画を策定するという年度に当たります。この食の安全・安心の推進計画と申しますのは、食べ物の食と申しますのは命、そして、健康を支える最もベースにあるものである。土台であるということは、もう誰しも納得いただけることだと思いますけれども、こういう認識を基に消費者の方に信頼される、安心して食品を食べていただく、そして、作る側もそうですけれども、作って食べる。そういうことを目指しまして県、そして、食品に関連する事業者の皆さん、そして、消費者たる県民の皆さま、それぞれの立場でそれぞれの役割を果たしながら、協働して進めていく。そのための指針となる計画を作るといことだと考えております。

この審議会ではこの現行期間の進捗の総括をすると共に、次期の計画につきましてさまざまなご意見をいただきまして、忌憚のないご意見をいただき、ゆくゆくも計画の中に反映させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。ご承知の通り、今年度に入りまして福島原発の事故に伴いまして、特に牛肉の放射線に汚染された恐ろしさというのが高知県でもございました。現に、暫定の基準値であります500ベクレルを超えるものもありました。また、これは県外ですけれども、牛肉の生食と言いますか、ユッケを食べてお亡くなりになった方が多数いらっしゃるというような事件もありました。こういう中で県民の皆さまも「食の安心・安全」といことを感じて、なかなか不安、不信感もあろうかと思ひます。こういう状況の中ですので、物を食品を生産する、そして、消費する、その一貫した安全と安心といことで県民の皆さまの健康を確保するといことを念頭に置きまして、高知県の食品は安全であるといことをブランドとして売っていきたいといことを考えております。

県としましては、今、メインに取り組んでいます産業振興計画の中でのその中のまた大きな柱が地産外商。その外商していく一つの大きなものとして、食品加工といのがございます。そう面でも食の安全と安心を確保していくといことが何よりも重要だと考えておりますので、今後、我々行政、そして、食品の関連する事業者の方、消費者の方、それぞれ連携した取り組みといのはますます重要になっております。

この審議会におきまして、さまざまな分野の委員の皆さまにお集まりいただきておりますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をお願いいたしまして、次期の計画がより中身のあるものにしていききたいと考えております。是非、よろしく願いいたします。

(松岡チーフ)

入福部長におきましては、本日、他の業務と重なっております、1時半ぐらいから約10分ほど中座をさせていただきますことをご了解、ご容赦願ひたいといふふうに思ひます。さて、先ほど申しましたが、南学長が今回新たに委員をお引き受けくださいました。また、今回、本年度第1回目の審議会といこともございまして、事務局より皆さまの所属とお

名前の方をお呼びしたいというふうに考えております。呼ばれました方はその場でご起立をお願いいたします。なお、敬称の方は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、RKC 調理師学校校長三谷委員、高知県食生活安全改善推進協議会会長矢野委員、瀬戸消費者グループ代表者中澤委員、公募により選ばれました大西委員、同じく公募により選ばれました久委員、同じく公募により選ばれました杉村委員、高知県畜産会専務理事黒岩委員、高知県農業協同組合中央会営農センター次長中村委員、高知県漁協女性部連合協議会会長澳本委員、社団法人高知県食品衛生協会専務理事井上委員、高知県菓子工業組合事務局長森下委員、株式会社サンプラザ田村委員、高知県立大学学長南委員、同じく高知県立大学健康栄養学部教授川村委員、どうも、ありがとうございました。

続きまして、昨年度まで会長を務めていただきました山根委員が辞任されたことによりまして、会長席が空席となっております。新たに会長を決める必要がございますが、本条例第 29 条第 1 項に基づきますと、会長は委員の互選によって新しく選ぶとなっております。いかがに取り計らいますでしょうか。

(井上委員)

はい。

(松岡チーフ)

井上委員。

(井上委員)

山根前県立大学学長の後任の南学長さんをご推挙いたします。

(松岡チーフ)

ただ今、南委員を会長に推す案が出ましたが、皆さんはいかがでしょう。満場一致ということで南委員に会長の方をお願いしたいというふうに考えております。そしたら、南委員、会長席の方にご移動をお願いいたします。これからの議事の進行につきましては、本条例第 30 条第 2 項の規定により南会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(南会長)

皆さまからのご推挙によりまして、会長を務めさせていただきます南と申します。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。もとより大変この身には微力ではございますので、皆さま方のご協力を得まして会長の務めをさせていただきたいと思っております。どうぞ、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。それでは座って議事進行をさせていただきます。

審議会運営規定第 3 項第 2 項に基づき、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。

ます。RKC 調理師学校の三谷委員、そして、社団法人高知県食品衛生協会の井上委員のお二人にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。はい、ありがとうございます。それでは、議事を進めてまいります。事務局より「第 1 次計画総括（案）についての説明」をお願いいたします。

#### 「第 1 次計画総括（案）についての説明」

（溝渕）

事務局であります食品衛生課の溝渕と申します。座ってご説明させていただきたいと思っております。使用します資料の方なのですが、資料の 1、それから、資料の 2、それから、少し分厚い資料の 3、この三つの資料を使ってご説明させていただきたいと思っております。資料 1 の方ですが、まず、アンケートよりというふうに問別に左上の方に印字をしてありますが。実はこれは前回の審議会の時に、審議会に出席された方はご記憶にあると思っておりますし、欠席の方にもアンケートをお送りしたというふうに記憶しているんですけども、審議会でも変更したこと、それから、計画についてのいろいろなご意見を忌憚なく言うことで、自由記載のアンケートをお願いしまして、その集約ということになります。ちょっと前になりますので、書面で送りしようかと思ったんですが、一旦、ご説明をして実際にお話をした上で、皆さまにお返しをするのが相応しいのではないかとというふうに考えまして、今回の審議会の総括の部分と重なる部分もありますので、ざっとにはなりますが、ご報告をさせていただきたいと思っております。

問 1 に、前回の審議会で言い残したことなどをご自由にとりような問をしていたんですけども、四つ質問、ご意見がありました。一つ目は「県が実施している農薬の適正使用における検査の妥当性について」ということですが、県の方では年間 200 検体の農薬の検査をしているというのが 19 年度からの実績でもありますし、計画でも 200 検体ということにはなっているんですけども。この 200 検体という数の妥当性についてどうなのかというふうなご質問がありました。これについては、のちほど環境農業推進課の方から説明させていただきたいというふうに考えております。

次に、「口蹄疫」の問題について、推進計画の総括で触れておかななくてはいけないのではないかとというふうなご意見があったんですが。実は口蹄疫の問題というのは厳密に申し上げますと、食の問題ということには厳密に見ますとなりません。というのは、口蹄疫を食べて人が口蹄疫に罹るといようなことはないわけですので、そういう問題から言いますと、食の問題ということにはならないわけです。ただ、先日、意見交換会、8 月に須崎の方で行った時に、畜産物の安全、安心について意見交換をした時にもご意見が出まして、人にうつらないということであれば、口蹄疫に罹った牛は食べれるんじゃないかというような素朴なご意見が出たんですけども、実際、何故そういったこと、食べることなしに処分がされたかと言いますと、一つの理由としては、結局、人が食べることでその人が口蹄

疫を広げる。結局、人が媒体となって口蹄疫という病気、家畜にうつる病気を広げてしまう。そういったことから、食べることなしに処分をするということになります。ということで、口蹄疫の問題については、担当課であります畜産振興課の方で対応しておりまして、今回、食の安全・安心の総括の方では出れることにはならないのかというふうに事務局の方は考えております。

「県の報告と現実が乖離し、違和感があった」という、前回の審議会での率直な感想なんです。このことについては県の報告というのが自己評価が甘かったのか、現状認識が甘かったのか、果たして両方だったのか。そういった辺りは真摯に受け止めて、こういったご意見があったということ念頭に置いて、今度の推進計画の策定に向けても努力をしていきたいというふうに考えます。

「食の安全の要件を再定義する必要があるように感じる」というご意見の委員さんもいました。「食の安全の要件」。一つには、食の安全・安心。自分たちも一様に並べて言ってしまうんですけども、安全と安心というのは、基本的に違うというような辺りの整理がまだまだできていなくて、行政もそうですし、行政がそうであれば一般の方に伝えられる力もまたちょっと不足している。そういった部分がありますので、この安全・安心という辺りを再定義という辺りから計画の方を、また、取り組んでいくようにしたいと思います。

問2、現計画、第1次の計画についてですけれども、管轄課の方の計画の進捗状況のご説明を、前回の審議会では事務局で一括でさせていただいたんですけれども、実際、どのように変わったというところがなかなか分からなかったという、ここも反省するべきところなんですけれども。今後も具体的に何が変わったかというのを、できるだけ詳細にご報告をしていく義務というのがあります。それから、「環境保全型農業の取り組みを一層 PR してほしい。小学生向けの DVD や野菜体操など今度の活動を期待しています」というご意見もありました。このPRの部分については現在、産地流通支援課の方が主に担当しておりまして、今日はちょっと産地流通支援課の方は欠席ですけれども、こういったご意見があったことは伝えてあります。

「問3、新計画に向けて」。二次計画に向けてのご意見ですけれども、「食育推進員を増やす必要性は何か」というご質問がありました。この食育推進員の関係についてはご存じの通り、目標に取り組み始めたかなり当初の段階で目標をクリアしておりまして、この推進員についても目標の一次計画の方で終了というふうな方向性が出ているんですけれども。そもそも食育推進員を増やす必要性というの、一つには担当課であります地産地消外商課の方に一応確認したところ、地域の方で行います食育活動。農業体験であったり、さまざまな主に体験活動になるようなんですけれども、そういった活動のお手伝いをさせていただく。食育を広げるためのお手伝いをさせていただく方を増やしていくというのが目的であったように思います。それが、まだまだ十分できていなかった。増やしはしたけれども、活動がまだまだ活発にできていなかったというようなことだったと思うんですけれども、事務局の方もこういったご意見があったことは担当課の方にも伝えてありますので、また活用の

方を共に考えていきたいというふうに考えています。

次に、「伝承人の取組の今後の展開を期待するが、高齢化の問題、つまり、伝承人の育成についてどう考えているか」。これについてですけれども、「伝承人」の取組が期待はされているということですので、けれども、「伝承人」だけではなくていろんな団体。行政にいろいろ協力していただけるいろんな団体が、高齢化の問題というのはどこも抱えている問題だと思います。「こういった問題提起があったんですが」ということで、ちょっと担当課の方にも相談をといますか連絡したところ、今後は「伝承人」を少しかたちを変えて広げて、名称等を改称してちょっとやり方を変えて取組んでいくというようなことを聞いているんですけれども。高齢化の問題の対策としては、広くなったださる方を募って、広く募集をかけて若い方にも入っていただく、そういった方向で取組んでいくようです。

次、「直販所の悩みなど相談はないか。それらを吸い上げて解決していくことがよりよい店作りになるのでは」とか「安心係の取組を消費者に知らせていく必要がある」。これは直販所で行われている「安心係」さんの取組なんですけれども、これについても担当課の方に伝えてまして、すごく励ましになる言葉だと思いますので、実際、悩みの吸い上げなんかも積極的に進めていってもらいたいというふうに考えています。それから、「子どもたちの食の現実には、ひどいものがある。スローガンばかりが虚しく響いている」。これも食育の計画の中での食育の担当課というのは、この三つの課になるんですけれども、これは子どもたちだけではないですし、大人の問題、いろいろあると思うんですけれども。これは地産課だけの問題ということではなくて、食の安全を預かる全体で考えていかななくてはいけないこととは思っていますが、かなり厳しい。良い計画にしたいという思いがあつての厳しいご発言だと思いますので、これについても真摯に受け止めていきたいというふうに考えています。

「推進計画は、審議会の委員により一般県民に対して広報することがより必要では」。これは意見交換会を夏に行ったんですけれども、その時にも痛切に感じました。推進計画の話をお子さんからお伺いしようと思ったんですけど、計画を知らないという方が大半でして、やはりそういった部分では、県民の方へのアピールという部分が足りなかったというふうに反省をしております。あと審議会の持ち方ということで、今年度については次期の計画を作っていくというプロセスですので、ちょっとワークショップ方式とかいうようなご意見も出ていたんですけれども、今回の計画としてはちょっとワークショップは馴染まないかなというお話で、通常の審議会形式を取っております。ただ、審議会が今までで12回目なんですけれども、テーマを絞って議論するという必要があるというふうには痛切に感じています。

「具体的に問題提起をして」。同じことなんですけれども、やはり、広く食というのは範囲が広いので、食育もあり飛行場もあり、本当に食品衛生もありとかなり広い問題です。今回、第1回目に計画についてのご意見をいただいて、次回には計画ができるという流れなんですけれども、それ以降はできるだけ具体的なテーマを絞って、ご審議をいただ

きたいというふうに考えております。少し長くなりましたけれども、こういったご意見も踏まえて総括、それから、計画についての検討を進めていきたいというふうに思いましたので、ちょっとご紹介をさせていただきました。

それから、資料1の2ページ目、3ページ目、4ページ目は先ほどから少しご報告してきました、夏に行いました地域での意見交換会で出てきました意見を、本当に掻い摘んだものですが、出してきました。推進計画のことばかりではなく、食に関するいろいろご質問も出たところなんですけれども、特に四角で囲んだ部分が今回、推進計画と関係する部分ということで、推進計画自体に多くの意見が出たということではあまりなかったんですけれども。一つには啓発の部分、食中毒予防という啓発の部分で、現在の推進目標の中では「広報媒体やホームページ等による普及啓発」ということで、回数を増やしていこうというような目標を掲げているんですけれども。やはり、一般の方、本当に主婦の方のご発言だったんですけれども、ホームページとかそういったことにこだわらずに、もっと身近な場面で、例えばですけれども、スーパーで卵の冷蔵保存について、ポップ表示をしてもらおうというようにしたらどうだろうかというような、身近な啓発のことを提案してくださった方がおいでました。

そういうやり方だけではなくて、やはり啓発の部分でも保健所単位で、食品衛生の業務をやっていますので、各保健所の方で改めて効果的な啓発の方法というのを考えるようにして、啓発の部分を進めていきたいというふうに考えました。計画そのものというか、計画の進め方の部分であったんですけれども、このようなご意見が1点。

それから3ページに検査の関係について、ご意見を出してくだっている方がありまして。検査というのはその方が特に何の検査をということではなかったんですけれども。検査ということは食の安全というか、安心のためには不可欠である。だから、できるだけ検査というのは充実してやっていってもらいたいというふうなご意見が出まして、直接その方には掲示板にリンクしているかどうかは、直接的なことではないかもしれませんが、現在の推進計画の中では「調査研究の推進」という項目がありまして、有害物質のモニタリング検査を進めていくという内容が目標に掲げられているんですけれども、今までの進捗状況の報告の中では、貝毒のモニタリングだとか流通食品の検査なんかをひとまとめにして、報告していったところがあるんですけれども。その辺はなかなかちょっと内容が何を追っているのか分かりにくいところがありますので、次期の計画ではできるだけそういった部分を整理する意味で、食品の流通検査の方は食品衛生の分野でやっている。食品の衛生の部分の方に計上していくようにして、有害物質のモニタリングといって貝毒の、貝毒発生の監視モニタリングの方を確立してかまえていったらどうだろうかというようなお話をさせていただいたことでした。以上が資料1についての簡単なお説明です。ちょっと前置きが長くなっていますが、資料2に移ります。

資料2が19年度からの推進計画についてのまとめということになります。資料2の1～3ページについては、各推進項目の5年間の進捗状況を時系列で並べたところです。ただ、

これについては、推進目標の中で判定ができるもの。いわゆる判定という部分でできるもの。数値化しているものについて、取り出したこととなります。19年度から22年度までが実績として数値は上がっているんですけども、今回の判定については23年度の見込みということで判定をさせていただきました。目標値というのがその見込みの横にありまして、一番右に判定と書いてありますが、二重丸◎が100%以上の実施率のもの。一重丸○が80%以上100%未満のものに。バツ×というのはきつい表現かもしれませんが、これは80%未満ということで判定をさせていただきました。

一つ言葉を足してご説明をしますと、例えば、見込みの欄を見ていただいて、例えば抗病原性鳥インフルエンザの監視モニタリングのところで、見込みを720羽以上というふうにしていますが、これについては、実際、事務局の方で見込みの数字を出しましたので、厳密にいうと、720羽というのが目標値なので、目標値はクリアできるであろうという意味で、720羽以上というふうにしてあります。同様以上がついた見込み数字については、そのような考え方で記載をさせていただいています。見ていただいて、まだちょっと実績が出ていないものも一部ありますし、見込み数値までなかなか判断しにくくて、その上で判定をあえて担当課の方とお話をしまして、判定をつけているところもあります。それから、調査の結果が遅れるというような内容のものもありますが、これが一応全て数値化されたもの40項目ということになりますが、あと判定状況ということになります。4ページ、5ページ、6ページ、7ページについては、実際に見込みの数値が100%達成できた。80~100%、概ね達成できた。80%未満、達成できなかったというのをどれだけやっているかということで作ってあります。次に資料の3に移ります。

資料の3を開いていただきますと、2ページ目を開いていただきますと、1次計画の達成状況ということでページが始まっています。約真ん中辺りから「テーマごとの主な事業・成果は次のとおりです」ということで、成果を事業ごとに挙げています。これは、どういったことか。先ほどの分は、数値目標に対していわゆる判定をさせていただいたということになるんですけども、その成果については今まで進捗管理をしていただいて、各関係課の方からコメントが出てきます。そのコメントで成果として「できた」というふうに、挙がってきているものをそれから数字とも照らした上で、ピックアップしたものがこの事業ごとの主な成果ということになります。テーマごととありますが、この推進計画は説明が前後になりましたけれども、四つにテーマが分かれています。

1番が「食の安全・安心確保のための基盤づくり」。2番目に「食の安全・安心対策の推進」。それから、3番目に「安全・安心な食品の生産及び供給の支援」。最後に、「食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進」。この四つの項目に分かれます。それぞれ推進目標がテーマごとに分かれていますので、また一つひとつご説明をする時間が苦しくなってきましたので、割愛させていただきますが、なかなか数字でつかみきれないものも、こちらにあえてリストアップをさせていただきました。

それから、3ページに先ほど表で見ていただきました。資料の2の方で見ていただきまし



た。表の部分をまとめて書いてあります。目標を80%以上というのを丸をつけていた。丸もしくは、二重丸◎をつけていたんですけれども、全体の項目の82.5%。そういったかなりいわば荒っぽい言い方ですけれども、乱暴な言い方ですけれども、全体を見渡した中では概ね目標を達成することができたというふうに考えております。ただ、テーマごとの進捗状況はちょっと分かりにくいですが、100%以上が先ほどの三つの区分でグラフ化してありますけれども、2番目の「食の安全・安心対策の推進」ですとか、「安全・安心な食品の生産及び供給の支援」については、80%に達することができなかった項目の数が17.2%、25%と増し、そういった全体で見ると概ね達成できたというふうにいえるのだと思うんですけれども、テーマごとに見てみますと、やや事業の進捗に遅れがあるというのは否定できないというふうに考えます。

それから4ページにいきますと、推進計画自体の総括ということではないんですけれども、ちょっとおこがましい言い方ですけれども、「食の安心をめぐる課題」ということで、安心の反対というのをよく意見交換会なんかで聞くんですけれども、心配とか不安とか大體の方は皆さん答えてくださるんですけれども。その不安について安心を自分たちは求めているんですけれども、皆さん県民の方が不安をどういふふうに感じているかというようなことを、19年度からの意見交換会の中でアンケートをしてきまして、その推移をかなりこれもばらつきがあるのかもしれませんが。それと、意見交換会に集まってくださる方ということで、若干、全ての県民の代表課という部分もあるんですけれども、見てみますと、不安を感じている方の割合、22年。今年になるとまた若干事情は違うと思うんですけれども、22年までの状況を見てみますと、少しずつ減少傾向にあるということがいえると思います。「減少しています」とまでははっきり断定はできませんけれども、減少傾向にあるように思われます。

それから「不安の対象」なんですけれども、これもちょっとカラーになってないので見にくいですが、輸入食品だとか、残留農薬、添加物。これは自分たちが三大不安とかいふような表現もしたりしているんですけれども、それについても見てみますと、最初は高かったもの、逆に低くなっていったりとかいふようなこともあって、これは意見交換会でいろんな食の安全・安心のお話をした後にとったというようなこともありまして、やはり、一定、話をして理解をしていただくと、知らないことを少しでも知っていただくことで、不安が少しずつ減っていくことができるのではないかといいふような示唆になるのではないかといいふふうに考えています。そういった部分からまた意見交換会、情報提供という部分がかかなり行政の部分で責任が重い部分といふふうに考えています。

それから、5ページになりますが、不安の対象と不安の原因ということで、これは先ほどの4年間と比べて、ちょっと内容をやり方を違えてアンケートを取ってみました。一般の県民の方99人。事業者の方106人の方に、6ページを見ていただくと縦に不安の対象、それから横に不安の理由をマスといふか、表を作りましてそれに丸をつけてもらうといふ。簡単といふば簡単、難しいといふば難しいですけれども、単純に「あなたの不安は何です

か」「選んでもらったその理由は何ですか」というふうに、選んでもらった結果がこの5ページ、6ページです。

そうすると、不安の対象というのがやはり、今年になって放射線の問題というのは避けて通れませんので、一番不安を選んだ方が多かったです。161名の方が放射線、次いで輸入食品。それから残留農薬だとか食品添加物、それから遺伝子組換え食品なんかが多くの方が不安だというふうに感じています。放射線関係については、また次期の計画の中で記載をした部分がありますし、輸入食品と以前から不安の対象とされているようなものについても、やはり検査をするだけではなくて、その検査の情報というのを詳細に皆さんにご報告をしていくということを繰り返していかないかなのかなというふうに、このアンケートから感じました。

それから、不安の理由。実は私は個人的にはこの不安の理由というのを知りたいなと、いうのもあってこのアンケートをさしてもらったんですけども、ちょっと失礼な項目かなというのもあったんですけども。Gの欄に「食品の安全性に関する自分の知識が不十分であると感じているから」というようなこんな項目を作ってしまったんですけども、これはわりと228名。1番が「科学的根拠に対して不安があるから」というのが一番不安の理由だったんですけども。その次のDの「生産者・事業者の法律遵守に疑問があるから」というのと、Hの欄にそれに次いでかなりの方がそういった知識の不足。

けど、これも実際、知識の不足ということが、知識を得ていただく機会というのを、提供できていない行政の責任というのもあるのではないかというふうに感じました。ちょっとかなりざっくりなお話しになってしましまして、まとまりのないことをお話しましたが、審議の部分でまたご質問等はまたお願いしたいと思います。以上で、事務局からの説明の方は終わりたいと思います。

(南会長)

ありがとうございました。2時10分ぐらいまでお時間がありますので、どうぞご質問、ご意見をいただきたいと思います。記録をする関係上、発言をなさる方は名前をその都度、おっしゃっていただけたらというふうに思います。はい、どうぞ。

(大西委員)

2点伺いたいというか、思ったことがあるんですけど。一つは、資料3の4ページの「食の安心をめぐる課題」のグラフについてなんですけれども、図2の「食に不安を感じている方の割合」のご説明でやはりいろんな意見交換会をして、知っていただいたことで、この%が下がってきているというご説明を伺ったんですけども、この平成19年が84.4%ってやはり印象として高い印象があるんですけども、この時期に社会情勢というか。なんか食のなんか事件があったんでしょうか。19年とか、その直前18年とか狂牛病とかはこの辺りだったんですか。この高さの理由として、次が65%まで20ポイントも下がっているの

で、この高い理由というのをちょっと書いておいていただくと、よりこのグラフが読みやすいかなと思いました。それから、もう1点なんですけれども、よろしいですか。

この次の右のページのアンケートについてなんですが、こういうアンケートというのは非常に有意義だと思って今回、非常に興味深くというか拝見したんですけれども。私自身がバイオテクノロジーの分野で仕事をしていますので、科学的なデータであるとか、科学的な論文であるとかというのを、表現によって自分自身は足りている方なんですけど、このAの「科学的根拠に対して不安があるから」だったら6ページの「不安を感じる理由」です。非常に割合がどの項目についても高くなっているのが非常に気になって、今回も第1次の推進計画の中には、この科学的根拠に対しての理解についての課題というのがなかったので、総括に入るかどうかというのはまた別の問題で、これはむしろ、後半の2次の推進計画の方にあたるかもしれないんですけど。

このデータの読み方としては、「科学的根拠に対して不安があるから」とさっき、溝渕さんからもお話がありましたように、GとかあるいはEですね。マスコミ報道であれば、自分自身の不安定だけど実はこれが同じでは私のところにあるものもある程度、教訓にせないかんように私は思うんですけれども。今回、ユッケの問題であったり、放射線汚染についてのマスコミ報道なんかも非常に多かったんですけれども、科学者の言う独特な表現が慣れていないというのが非常にこの不安感につながっているのではないかというのが、私もこの表を見ながらも思いました。

例えば、統計学をベースにしている人たちは「可能性がないとは言えない」という言い方は、「可能性がありません」とは決して言えないので、「可能性がないとは言えない」という表現をまたするのは、私たちにとっては大変常識というか。とても正直な表現なんですけれども、それがややこしいとか、責任逃れをしているというような印象を一般の方にも与えてしまっている印象があるので、そういう科学者がどういうベース、どういう背景でそういう言葉を言うのかとか。例えば、実験データの説明のされ方に対してどう受け取ったらいいいのかという辺りの、そういう教育といたら●感じがするんですけれども。サイエンスとかテクノロジーに対しての理解というのも不安の大きな要素なんではないかなということが、今回のアンケートで浮き彫りになったように私は感じたので、その辺りを1次の総括に入れるかどうかというのも、皆様のご意見にもあると思いますけれども。また後半の2次の課題として挙げることもまた、検討していただけたらいいんじゃないかなと思いました。以上です。長くなりました。

(南会長)

この件について何かありますでしょうか。

(溝渕)

ご意見をありがとうございます。1点目の平成19年度の84.4%と確かにそうですね。減

ったといって喜んでいるだけでは駄目ですので、その背景をまずおさえちよかなければいけないというのか、時系列で背景をされているというのは必要なことだったので、本当にありがとうございます。ちょっとそういった部分が作業の抜かっていた部分がちょっと大きく反省するところです。

それと、6 ページ目の「不安の理由」なんですけれども、実は考えられる理由を八つ挙げたんですけれども、根っこが同じものを結局、そういった部分が重複のものがいくつかあります。なので、そういった部分を気付いてくださったので、ものすごくこちらとしてはすごく意図が伝わっているのかなというふうに感じましたし、この部分について数字を挙げただけではなくて、これをまた総括の中に入れていく必要があるかなと思います。まだまだ不十分なものなので、いろいろまた調べることがあったらお知らせいただきたいと思っています。ありがとうございます。

(南会長)

はい。

(川村委員)

よろしいでしょうか。

(南会長)

はい、どうぞ。

(川村委員)

資料 3 の 5 ページのデータですけれども、対象者が一般県民と事業者ということになっていますが、この出ている表でこれはトータルとして出された数字だと思うんですが、もし内訳はこの区別が分かるようでしたら、これをお示しいただきたいというのが 1 点です。

それから 2 点目は先ほどの 6 ページの科学的根拠ということなんですけど、意見交換会を聞いて思ったことを言わせていただきますと、科学というのも時間系列で進展をしていて、どんどん新しい知見が出てきている。そのことについて、やはり正しい例えば方法なり報道がなされないことが多くて、研究者の側もその正確な発信ができていない場合もある。それからもう一つは、科学的根拠というと全部が全部、信頼度が高いというのは無理かも分かりませんが、内容によっては研究者でもって、一定コンセンサスが得られているところと、それからそうではないまだまだ渦中にあるところがあるので、その辺りをやはり区別してお互いが理解をしていくということがすごく重要かなというふうに思いました。これは感想になります。それで戻りまして 5 ページは、ありますでしょうか。いかがでしょうか。

(溝渕)

そうですね。すみません。結論から申し上げますと、本来は性別等で集計を別にこれをしたというのがあったんですけども。とにかく、数を集めたいというのがありまして、できるだけつける箇所を少なくアンケートをとということで考えましたので、ごさいません。

それは、集まる対象が事業者の分については、意見交換会等で集まった方の内訳が分かりますので、そういった部分で数に分かるんですけども、事業者の方がどれを選んだかという部分としてはちょっと分からないんです。

(川村委員)

ご質問の意図はそしたらそれが分かってくると、私たちがどこでどういうふうにマスコミに情報を流したり、どういう研修会をしたりということが、課題の解決というのか。それがより一つ進むのではないかなというふうに思ったんですね。例えば、その残留農薬。それぞれの項目について、やはり事業者の方が結構多いのか。あるいは県民両方とも心配をかけているのかということが大事だと思いますので。是非、これが区別するのに分かってほしいというのがニーズかなと思うんですが。全く分からないということで、ちょっといたしかたがない、残念なアンケートだったかなと思いますけど。無記名でとったりするけど、その一般県民かそうでないかというぐらいは分かれば非常にいいですね。

(溝渕委員)

すみません。再度、これだけ見たらいいですけども。再度、会場ごとに分けていますので、そういった情報からをもとに拾い出すことは可能ではあります。現段階では、そういった集計のやり方はしてないんですけども、会場によって事業者が入るところも、それから一般県民の方でというところがありましたので、そういった部分で言いますと、取り直して集計をし直すということが可能ではあります。

(川村委員)

そうですね。是非、そこを区別したデータを時間がかかってもかまいませんので、少し整理をしていただけたらというふうに思います。

(溝渕)

ありがとうございます。

(南委員)

ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。中澤委員さん。

(中澤委員)

中身の濃い●というのはやはり不安の対象といたしますか。一般の県民の方が一般の人がやはり、不安であるということが、それを調べたいというところが一番大切だと思うんですが。それから事業者の方もここで一般の県民と事業者を並べてくださって、いろいろ論議されているというふうに思うんですが、私たちはやはり県民一般の消費者というものがやはり、絶対に安全にあるという核心がなければ、何も前に進んでいかないと思うんです。それがためにその安全というのが非常に大事になると思うんです。この事業者の方はやはりそれぞれそのお店によっていろいろなやり方もありますし、行政の方がちょっと話しにくいということも分からんことありませんが、これは非常に掘り下げて何か分かってくるというような数だと私は思っています。

(南委員)

ご意見として。ほかにありませんでしょうか。はい、黒岩さん。

(黒岩委員)

畜産会の黒岩です。それでは、目標といたしますか数値化をと思っているんですが。中を見てもみると、若干の天敵の導入農家率であるとか、それから、認証制度の推進であるとか。非常に数値化をしづらい部分もあるんじゃないかなということ、この値でこれが100%でなければならぬというものではないと思うので。やはり、その辺りの検証も一つ必要じゃないかなというふうに感じております。

(松岡チーフ)

この数値化というのは分かりやすく可視化をするという意味で非常に重要ということで、前回の部分はできるだけ数値を上げるという形で進めてきました。確かにおっしゃられるとおりでして、やはり、数値化に向かない部分も、少し無理をして数値を出してきたものも正直あると思います。今回は次の案の中でまた詳しくお話をしますけれども、今回は数値化に馴染まないものはできるだけ文面で数値化を外して、無理なことをしないような計画としていくということで、次期の計画は一応、策定を進めさせていただいているところで

(南委員)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。もし、そういうご意見がなければ次へ進まさせていただきますが、これは先ほど第1次計画の総括の案についての事務局からの審議について、それに関する質問とかご意見だったんですけど、委員としてこの第1次計画総括をどう考えるかということが、もし何かございましたら、さっき言ったように説明を受けたことだけではなくて、委員の皆さんと一緒に皆さんから見てどうかということも含めて何かありましたら、ご意見をいただきたいと思っております。はい、どうぞ。

(田村委員)

アンケートの話に戻りますけれども、アンケートをとる時に「不安はない」という選択肢はあったがですか。

(溝渕)

ありました。

(田村委員)

それは、どれぐらいかは分かります。

(溝渕)

これには載せてはないですけども、少数ではありましたけど、ありました。

(田村委員)

それと例えば、これはアンケートを取られたみたいですけど、事業者として一言。私なんかの不安は、やはりサルモネラとかウィルス、すごく周りからクレームがあったら「どうかな」と思って。ちょっと●。あとのことは、何とか日頃の仕入れとか営業し、まさか自分がやりゆう商売で消費をしっかりせないかんというほど、商品が●ませんから。というのがあって、是非そういうことを、どういう現場で、どういう不安感があるのかと。例えば、先生方もおられるので、そういうふうなことを把握されて、だから県の方は一生懸命こうやって数値化してやって、非常に数が何倍も多いから、それやったらもう少し「不安はないよ」と言う人もおつてもいいと思うんだけど、無理やり、一部で不安を、そんなことはないと思うけど、不安を探してしまうようなところというのはやはりあるから、多少はこういうことも感じております。以上です。

(南委員)

生産者側としてのこれはある意味、消費者側がどう考えたということだと、その生産者の思いをお聞きになって何かご意見はありますでしょうか。事務局としては受けとめて何か。

(溝渕)

確かにそういう「不安なし」というのを明らかにしなかった面も一つの反省なんですけれども、自分の今ちょっと事務局とちょっと離れて「不安はなんですか」というふうに聞かれたら、確かに不安は何かと探ってみるといのはあるとは思いますが、どういった場面で不安になるかというのを、もう少し考えを進めてそういった場面の調査といいます

か。そうなるとかなり数は絞られてくるとは思うんですけども、そういった調査の仕方というのも十分ありかなと思いますし、そういった調査がより具体的な取組に活かせるのかなというふうにも考えます。

(南委員)

不安の対象の推移の 4 ページの所に、年々物によっても、例えば遺伝子組み換えだったり、輸入食品に対する不安がない人の方が増えてきているというわけですよ、下の段。逆に、不安がある人は 43%、22 年度はあるけれども、そうじゃない人が不安がないというふうに理解ですよ。これは 100%の●読みとれたんだと思うんですけども、例えば 43%というのは一番輸入食品のことですか。上の端は。添加物のこと。

(溝渕)

添加物ですね。

(南委員)

添加物ですね。

(溝渕)

19 年度にアンケートをした時に、添加物について不安を感じた方が 47%おいでたというようなグラフです。

(南委員)

ということは、53%の人は不安は添加物に対しては持たれていないということなので、そういう読みとりをおっしゃっていらっしゃる。

(田村委員)

これはちょっと私の個人的な考えを述べますが、それでは BSE で、例えば BSE で県の方が●を高知県で BSE の発症した牛が出る確率というのは、担当の方はもう、0.000 何%のどこもという数だと思います。日本でも出る確率というのは年から言えば限りなく下がってくるわけです。今日はそんなことの話ではなしに、でも、それぐらい行政とか輸出をやっている人が低いと思っているのに、アンケートの答えは多分半数ぐらいの人が 102 人の人が上げちゃうというのは、そういうことに対する PR が足りないとか、実質的なところの情報のあるかないのか、その答えている人が過去何年か前の印象でもって答えたがでしょう。

だから、それが要するに、今度やったら新しい予測をする時は、本当に不安に思っているところをやらないと。例えば、いつまでレントゲンをやるか知らないけど、そういうのはゆっくりほかに分けて、放射能の方はなくしてやらないのかということであれば、それ



は●はうちの方は減すよと。お金がないから引き受けてももう少し●でもやるよというような提案なんかも、僕はこの機会に出てきてもいいなと。それを判断するのが私じゃないけど、誰か知らないけれども、当然、トップというのは凶っても構わんというのはよりこういうことでの意見なんですね。

(松岡チーフ)

不安をとということなんですけれども、実際、私ども行政や職員の方も、安全という面においては、例えば添加物ですとか残留農薬、いろんな検査をやっています。それから、基準値の問題とかを実際に数値として私ども持ってますけれども、安全という面においては非常に低いレベルにあるというふうに思っています。要するに、危険度が低い、非常に低いと思っています。ただ、それがうまく伝わっていないというのが非常にもどかしく感じています。輸入食品にしてもそうです。実は、私が非常に最近びっくりしたというのは、実は高知の県立大学の方で、行政と我々県職員が授業を持てるというのがございまして、各課、大体農林部を中心としまして授業を持たせていただいています。私、今年、実際のそういったような本当のいわゆる情報というのはどういったところにあるのかというかたちで、授業を一コマやらせていただきました。

その中でびっくりしたのが、当然のことながら女子大のそういったような食品関係に行かれている学生さんなんです。当然、知識というのはあるんだろうと思っていた時に、「輸入食品で違反率というのはどれぐらい出ますか」という質問をした時に、学生さんが「大体2割から3割」と答えるんですよ。そんだけあったら大変だろうというふうに思ったんですけれども、実際のところは通常のモニタリングと言いますか、ピックアップ検査では0.2%ぐらいというふうに言われているんですけれども、それから比べればどれだけ違うのかと。100倍ぐらい違うじゃんというふうに思ったんですけれども、そういうかたちでやはりきちんとした正しい知識というのが、私どもが発信できていないということについては非常に反省するべき。

そういったものを専攻されてる学生さんがそうであれば、いわゆる一般の方にはもっとあるのではないかと。田村委員さんが言われた通り、昔そういう大きな事故があったら、その印象がずっと残っていてそれを引きずってしまう。人間ってなかなか1回持った印象というのは変えることは難しいですから、そういったことに対しての情報提供ということも、私ども、安心という意味において大事なことだろうというふうには考えておりまして、今後ともそういったところには力を入れていきたい。

それから、そのやり方についてもなかなか公開講座というのがなかなかとりにくいというような状況もあるんですけれども、できるだけ場所で。我々が話をするとどうしても衛生の話ばかりしてしまうというご検証ですので、そういったことがあるんですけれども、そういう正しい知識の方を広げていくようなかたちの講習会等を考えていきたいというふうには考えています。ありがとうございます。

(南委員)

大西委員。

(大西委員)

何度もすみません、大西です。今、田村さんのお話を伺ってすごく思って、さっき言うのを辞めようと思って黙ってたことも私も試してみようかなと気になったんですが、実はグラフの描き方というか統計の取り方というか、私はこれを見てサイエンスじゃないなと思ったんですけど、グラフを描くと普通の方は多分、完璧なデータだと思っちゃうんですよ。でも、今、田村委員がおっしゃられたようにこの 61%の人が輸入食品に不安を持っていて、その不安の度合いは少ないけれども、「ちょっとは不安に思うわ」って書いてだけでも、これ、61 ポイント出てしまうというようなそういう意味ではバロメータがきちんと整理されていない。だから、ちゃんとこれをグラフ、両方とも縦軸は 100 まで取れていないですかね。これを一つ水準をはっきり見せたい。と、丈を短くするとか。

あと、すごく食の安全・安心が推進されているという趣旨のパンフレットを作るわけですから、右下がりのグラフを作るためには縦軸のスペースをぎりぎりにするのが効果的なので、そういう効果もある。ただ、サイエンス、統計学的なその現状を伝えるという意味ではちょっとどうかなと思ったんです。そういうグラフの読み方というのはメディアリテラシーであったり、サイエンスとかテクノロジーの情報の読み取り方というのにも関わってくるんですけども、もし、そういうことまで気にするのであればちょっとそれを意識したグラフの作り方なども、こういうパンフレットなんかを作る際にも、それと見る方の不安を煽られる感というのは、ちょっと変わってくるんじゃないかなという印象を今、田村委員のお話を伺いながら思いました。

(南委員)

ありがとうございました。どうぞ、中澤委員。

(中澤委員)

そうですね。やはり私たちも市の消費者なので、ちょっと皆と話し合いも時々します。やはり情報がちゃんと伝わっていないとおっしゃられたように、それはもう絶対。こういうことは一般の消費者は全く知識がありません、本当のところはね。

それで、やはり行政の方がきちんとしたあれを出していただいて、グラフのことは私たちは全く分かりませんが、出していただいてやはりちゃんとした知識を一般の消費者にやはり推進していくと。私たちは消費者団体としてそれを一番ということは、やはり話をしても私たちのグループで話していることと、一般の消費者の輪の中に入ったところでは全く違いますね。そこのところのギャップをやはり行政さんも、それから、私たちも

「こういうことですよ」ということは個人的にも伝えていきたいと思っております。そのところをどうぞ行政さんももうちょっと情報公開を。今、国でも言われていますけれども、「情報公開をしてください」と言われておりますけれども、ちょっと行政の方が引っ込み思案と言いますかね。良いことも悪いこともやはり消費者はそれでものすごく学ぶと思うんです。今、学んでないことはそういうことができていないから、今、一般の消費者が知識不足ということが非常にあると思うんです。

それはやはりお互いが成し合って、行政さんのことを信じるところでちょっと不安なことはまた民間の一般消費者の人にも話しながらと、順々にやっていかないとただもう。それが、今ものすごい私たちも悩みになっております。どうぞ、よろしく願いいたします。

(南委員)

杉村委員。

(杉村委員)

すみません。このアンケートですけど、この数字によると、結局アンケートの集計が一般県民と事業者を合わせたら 205 名ですか。ということは解答数から見たら複数回答しても良いわけですよね。というのは結局この不安の対象というのを選ばすわけですか、丸を付けて。良かったらこの資料なんかの所にアンケート用紙なんかを貼りつけてもらったら、「ああ、こういうアンケートをしたのか」ということで分かりやすいと思いますし、あと私、フリーアンサーの項目が少なかつたんでしょうか。

(溝渕)

載せてありましたけど。

(杉村委員)

例えば、私は不安の対象は残留農薬から放射能があるんですけど、私なんか例えばお弁当なんか「本当にこれ、まともな肉を使っているのか」とか、あるいは「本当にこれはまともな米なのか」とか、すごくそういうところに不安を感じています。ですから、例えばフリーアンサーのところに「こういう意見もありました」というのも入れておけば、また今日の不安の対象の結果なんかも「ああ、こういう意見もあるのか」ということで、分かりやすかつたんじゃないかと思います。

なかなか僕もアンケートというのをよく仕事でやっているんですけど、ものすごく難しく私勉強中なんですけど、こういうふうに「丸を付けてください」というふうにしてしまうと、なんかもうどうしてもどれかに丸を付けてしまわなきゃいけないというふうになりますので、またそこら辺を一工夫してやられたらどうかと思います。以上です。

(南委員)

ありがとうございました。事務局、この意見について何かご説明の方。

(溝渕)

アンケートの用紙については、本来は載せるべきかなと思ったのですが、ちょっとこれを冊子とかにするので、そういう裏事情がありまして割愛したんですけれども、そういったご意見をいただきましたので、やはり本来の一応アンケートした部分についての報告という部分は様式を載せるのが、当然と言えば当然ですので、載せるようにしたいと思います。フリーアンサーの部分についてもご意見をいただいたんですけれども、同様の理由で割愛させていただいたところがあるんですけれども、それについてもまた掲載していくようにしたいと思います。

あと、丸を付けるアンケート、今回は精度というよりは皆さんにご意見をいただきたいという趣旨で、より簡単なものというようなことで考えてしまいましたので、そういった丸付けの方式になってしまったんですけれども、より精度を上げた情報ということであれば、丸付け方式というのは確かにいかなものかということはお出てきます。ご意見、どうも、ありがとうございます。

(南委員)

ありがとうございました。それでは、ここで一旦休憩を取らせていただきたいと思います。大体 10 分ぐらいの休憩ですね。あの時計で 25 分ぐらいから始めたいと思います。よろしくお願いします。

それでは時間がきたようですので、再開したいと思います。それでは、引き続き事務局から第 2 次計画（素案）についての説明をお願いいたします。

#### 「第 2 次計画（素案）についての説明」

(溝渕)

引き続き、溝渕の方からご説明させていただきたいと思います。今回は資料の 3 と資料の 4 を使用して、ご説明をさせていただきたいと思います。資料の 4 に本題の方から入ってしまいますけれども、今回 2 次計画を作成する過程で考慮した点ということについていくつか上げてます。実際、この考慮した点を基にして資料 3 の方の推進計画の方を続けてありますが、順番にご説明させていただきたいと思います。1 点目ですけれども、1 次の計画で、これは言葉の問題と言えはそこまでののかも知れないんですけれども、いわゆる数値目標の多くは数値目標として設定していた「推進目標」というものを、単に「数値目標」という表現に改めています。というのは、実は数値に表せない目標もあったんですけれども、「～を実施する目標値、随時」とかというようなものがいくつかありましたので、そういったも

のは今回、具体的な目標部分からは外してただ単に数値の目安です。そういった趣旨の項目にしたいというふうに考えました。

それと、推進目標というふうに掲げてしまいますと、いろいろな取組があるんですけれども、その推進目標ばかりのこちらの事務局の方も関係課の方に報告を求めるに至って、その推進目標の数字になったもの、表になった部分についてご報告をもらうことが中心になっていまして、本当に全体を見渡した取組、全体の報告というのがちょっと手薄だったかなというのがありまして、そういった部分で今回ちょっと目標の項目の名称を数値目標というような表現にさせていただきました。その数値目標は一体的に数値にできるものに絞っています。

2番目に「推進目標」として掲げられていたものですが、数値化できない内容なので、それを無理やり推進目標、数値目標の部分を残しておくのもどうかと思ひまして、実は資料の3の方にちょっと開いていただくと、分かると思うんですけれども、最初、各ページが、タイトルがありまして、それから、現状と課題という項目があります。現状と課題の次に取組の方向という、例えば15ページ、何ページでもいいんですけれども、15ページを開けていただくと、農薬の関係を書いてあるんですけれども、現状と課題、取組の方向、数値目標というようなタイトルを構えてあるんですけれども、この数値目標に掲げられなかった目標についても、取組の方向の方に吸収と言いますか、含めましてやはりそれを全然やらないということではなくて、全体的な取組の中で対応していくというふうな書きぶり、それから取組にしたいというふうに考えました。

具体的にどんな項目があったかと言いますと、例えば、食品の危機管理に関するマニュアルの整理と運用という項目が、最初の危機管理の項目の方にあつたんですけれども、設定されていた目標が新たな知見情勢の変化に迅速に対応。これは目標として掲げて進捗管理ということではないと思ひますので、これも取組の方向の方にまとめていきました。それから、安全・安心な農林水産物の生産・加工等に関する研究。これも目標が技術開発を行う。これは目標というよりは取組そのものであると思ひますので、同様にまとめました。水産物産地市場の衛生管理体制の構築推進。これも水産物産地市場関係者の衛生管理意識の向上というのを取組の方向に。それから、水産用医薬品の適正使用・指導の実施。掲げられていた目標が水産用医薬品が適正に使用されている養殖水産物の生産と提供。貝毒発生時における一般消費者等への迅速な情報提供の実施。迅速な貝毒情報の提供による消費者の食の安全・安心の確保というような、今回そういった書きぶりで、取組の方向に入れていきます。

それから、危害情報に対する措置（立入調査等を含む）というのがありますが、目標が迅速に必要な措置を講ずるという内容を取組の方向の方に持ってきました。安全で安心な県産園芸品のPR。これも推進目標にありましたので、取組目標の方にメディアを活用したPR、販促活動、消費地との交流等というような取組目標の方に持ってきました。鮮度保持技術の普及・支援。高鮮度な水産物の提供。これも取組目標の方に持ってきました。

関係機関や団体との連携。これも随時取組は目標の中に吸収をさせました。かなりの部分で委員さんの中からもご意見がありましたけれども、なかなか目標を掲げて取り組むということには、馴染みにくい項目、数値自体になっていない項目は取組の目標ということで、ご報告を今後いただきたいということで、計画ができた以降は取組の方向も含めた全体的な取組をしていただくというふうにしていきたいと思います。

3番目に、現在1次計画の中で目標として掲げられているものですが、一定「その役割を終えたと思われるものや施策の方針変更により、継続の意義の薄いものについては、削除」ということで、先ほどちょっと前般のところでお話をしましたけれども、食育推進員さんを増やすという目標があったんですが、これはかなり早い時期に目標もクリアをしておりましたので、この部分については2次の計画の中からは削除をしています。高知県Eマーク商品認証制度によるEマーク認証品目基準策定と商品認証の実施。これについては、さまざまな状況により2次計画の中で目標を設定して取組んでいくというのが担当課の方で見直された結果、削除の方向でというふうになりました。それから、3番目、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている県民の割合。これについては、やはり施策の方針変更というふうに聞いていますけれども、このバランスガイドについての目標というのを削除という方向で計画案の方は作っております。

4番目、アンケートで、不安を感じる人の多かった「放射線」についてですけれども、この放射線についてなんですけれども、資料の3の方をちょっと見ていただきたいと思います。ページ数でいきますと、13ページになりますが、13ページは実際の食の安全・安心確保のための取組について載せています。第4章の最初なんですけれども、テーマが四つあるというお話をしましたけれども、テーマの最初のお話、食の安全・安心確保のための基盤づくりの部分の最初。1番の危機管理体制の強化の部分ですけれども、ちょうど放射線の関係については、四つ現状と課題を挙げています。危機管理体制の強化の中で、現状と課題がこのたった四つかという、これが全て網羅されているとも断定できないんですけれども、ただ事務局案としては、現在の危機管理体制のなかで現状と思われるもの四つ上げた中の4番目に放射線の関係は挙げています。ちょっと読ませていただきます。「放射線に汚染されたもしくは汚染された恐れのある牛肉の県内での流通が、平成23年7月から9月にかけて確認されました。食品に関しては、いったん流通し始めてからのコントロールには限界があり、流通する前に産地で止めることが何よりも重要です。国が示した基本的対応方針に則り、検査計画・出荷計画を策定したことにより、検査体制が一定確立されましたが、今後も放射線漏れ事故の推移と、国の対応を注視していく必要があります」。これは現状と課題ということなんですけれども、取組の方向です。

取組の方向については、⑥食品の放射線汚染に関する新たな情報を入手した場合は、速やかに正確な情報提供を行うとともに必要に応じ、検査等を実施し、県民の食の安全性に対する不安解消に努めます。このような危機管理の部分で放射線についての記載を今回新たに追加をしております。

6 番目ですけれども、テーマの二つ目、「食の安全・安心対策の推進」の中の「適正な表示の確保。関係法令に基づく食品表示の監視指導に」。表示の關係に薬事法の關係の部署を新たに關係課として入ってもらうように話をしました。というのは、通常、自分たちも表示の指導をする時に、表示の確認をする時に食品衛生課の方では、健康増進法と食品衛生法について確認をするんですけれども、併せて薬事法についてもやはりいわゆる健康ブームというのでしょうか、「何々に効く」とか「何々が良くなる」とかというような表示をしているものが結構あります。そういった中で食品の部署だけではなくて、薬事法に抵触する部分も必ずというか、十分ありますので、ほぼ必ずと言っていいほど、野菜とか明らか食品等でないかぎりほぼ表示にしてもらうようにしてあります。なので、むしろ今までの計画の中で表示の部分で、薬事法の關係が入っていなかったのがちょっと逆に不思議なぐらいでして、その薬事に関する現状というのを載せることも、それについてはこれには載せていませんけれども、一緒に薬事法の關係課ということで一緒に取組んでいくというような構図を新たに記載をしています。

それから、その他ということで、細かなことですが、ページ数で言いますと、14 ページの方を開けていただくことで、ちょっとこれを見ていただいた方が分かりやすいかと思しますので、ちょっと 14 ページを開けていただきましたけれども、食の安全・安心確保のための基盤づくりのところで、今までの有害物質のモニタリング調査という項目で、推進目標として設定されていたんですけれども、有害物質のモニタリングってかなり実は広いです。貝毒の關係を漁業振興課さんが上げてきてくれたりとかいうのもありますし、食品衛生の部署が流通食品の検査をして、それこそ添加物の検査ですとか、それから、農薬の検査とかしたりもします。そういった部分も一緒に突っ込みで、有害物質のモニタリング検査ということで突っ込みになっていましたので、あまりにも大雑把過ぎるかなということがありまして、この部分についてはちょっと分けて考える。流通食品については食品衛生のページがありまして、そこに検査の性格、食品衛生監視指導計画に基づいて検査を行いますというような記載がありますので、そのページで詳しくといたしますか、その項目で具体的な皆さんがそれこそ不安に感じていらっしゃる残留農薬だとか輸入食品についての検査をこういう細かな情報提供、これだけの検査をしてこういった結果だったというようなことを定期的にご報告していく、きちんと情報提供していくということで、今回の調査研究の推進の部分には外部のモニタリングの部分の載せていくようにしたらどうかというふうに考えて、今回 14 ページのスタイルにさせていただきました。

8 番目ですけれども、考慮した点の主だったところですが、食品衛生の部署の關係で申し訳ないんですけれども、目標の掲げ方として実際食中毒というのはゼロがいちばんいいんですけれども、食中毒 0 (ゼロ) という目標を掲げている自治体、こういった推進計画の中でアクションプランの中で食中毒 0 (ゼロ) っていう目標は、掲げられることが多いんですけれども、ただその反面いけても起こってしまうと思います。

むしろ起こらないための取り組みをどうやってするかという本当の意味でのアクション

プラン、本来の意味では必要かと思うんですけれども、ただ結果論としての、結果論というとおかしいんですけれども、起こる、起こらないということで考えた場合、ゼロというのは本当に今、5年間の計画の中の目標としてふさわしいかということを考えた時に、他県の物も参考にさせていただいたんですけれども、前年度の半数にするとかいう目標のたて方をしている自治体もありましたが、今回事務局の方としては、推進計画の、今回といいましたが、19年から実績あがっているのは22年ですけれども、22年の年平均、平均で起こっている食中毒というのが7件だったんですけれども、その7件を今度の計画では、年間下回るような取り組みをしていこうというふうな見直しをさせていただきました。

それで7件から減らす、6件起こってそれでオッケーかというところということでは決してないんですけれども、もっと5年間の目標としては、漠然とゼロ、起こってはいけないというふうなことではなくて、具体的とってはちょっと言い過ぎかもしれないんですけれども、目標の設定の仕方になりました。

以上でこれが、考慮した主な点ということなんですけれども、これだけを考えて直していったわけではないのですが、現状と課題の部分は5年前と今では変わっている部分もありますし変わらない部分もありますので、そのあたりをまずは事務局の方で考えさせていただいて、その全般で意見交換会の方でも色々ご意見を伺ったんですけれども、なにぶんこれも発生も含めてですけれども、この推進計画自体が一般県民の方には十分浸透していなかったというあたりでもありまして、なかなか直接的なご意見というのはいただけなかったのが現状なんですけれども。

そういうことを言っても仕方ないので、事務局の方として案を作りまして、まずは関係機関の方に見ていただいて、現状分析とか取り組みの方法をこれでいいんだろうかということちょっと修正を加えたものを委員さんにも本当に事務局案ということと、それから今日お示しする計画案ということで、2回ちょっとお知らせをさせてもらったんですけれども、皆さんもなかなかお時間がない中で、目を通されるだけでもお時間無かったと思うんですけれども、まだこれでもう完璧などと、とても思っていないんですけれども。

一つは、この推進目標というのができるだけ「絵に書いた餅」になってはいけないなというのがあったんですけれども、やはり今までの取り組みの方法っていうのがどう言うんですかね、各課の報告からみると、ちょっと下の数値目標の方に、ちょっと事務局の方の人間が言っていたので、なかなか全体的な取り組みというのが見えなかったかなというのが、あります。

ですので、この取り組みの方法というのを今度から一つ一つ検証していくような作業を計画ができた以降は取り組んでいきたいというふうに考えていますが、そういった意味でこの取り組みの方法っていうのがただの「絵に書いた餅」じゃなくて、実際に県の機関として取り組んでいくべきもの、それから取り組んでいかなくはいけないものだと思うんですけれども、本当にこの取り組みの方向で良いのかっていうのを委員さん、議員さんにも見ていただきたいですし、また関係機関の方からもう一度、見ていただけたらというふ



うに思っています。

変わっているところ、変わっていないところというのを突き合わせをしようかなと思いましたが、ただ、先回分と若干修正を加えただけというところもありますので、今回は、これを今の現状と照らして見ていただけたらというふうに考えています。それで、危機管理体制のところは放射能のお話をさせていただいたんですけども、実はちょっと危機管理という部分については、前回の推進計画の中では食中毒、食品衛生の部分で食品の危機管理というもので、食中毒というのは今大きな問題になっていると思うんですけども、その取り組みの部分がかつと薄かったかなというのがありまして、今回推進条例に基づくとか、食中毒対策要項、それから高知県食中毒守備要領などがあるので、それに基づいて当たり前のことといえば当たり前のことなんですけれども、迅速かつ的確な対応を努めるというような内容を今回書いています。

見ていただいて、先ほどの総括表の方でも空欄になっていたところ、この資料の 3 を見ていただくと、若干空欄になったところとかいうのがあるかと思いますが、これについては特に皆さんご質問とかないでしょうか。

(南委員)

では、この段階でご質問。

(黒岩委員)

これの計画ですが、一つの活用としてこれらの安全、安心に関わる部署というのは非常に多くの部署にまたがっているというか、それを取りまとめをして行政としての一つの集大成ではないですが、こういうことに取り組んでいますというまとめかなというふうに私は感じております。

この中で本当にその法的に求められておる、BSE の全頭検査であるとか、トレーサビリティの問題であるとか、そういったことは結局やっていますということになっているわけですから、こういう中身について消費者、県民の方に分かりやすく資料等を作る考えはあるのですか。

(溝渕)

それについては、PR 版ということで作成したいと思います。それで、できるだけどう言うんでしょう、視覚に訴えるようなものが良いかなと思うんです。前回の時も、概要版ということで作成はしたんですけども、それもかなりの枚数を作ったんですけども、周知をしなかったというのがありますので。かなりコンパクトにまとめた、なかなか難しいところではあるんですけども、見て分かるようなものにしたいというふうには思っています。

ただ、仰って下さった通り、これが各課の関係部署の集大成、取り組みの集大成という

ことですので、基本値になる物ですので、このようなかたちにはなっています。

ちょっと余談になりますけど、集大成なので、今までの審議会では本当に集大成を広く審議をするということでしたので、本当になかなか意見も出にくいですし、出てもなかなか議論が固まらなかったりというのがありますが、この集大成を活かすにはやはりテーマを絞ってというようなことが、やはり 5 年間あればその時期、時期にこのテーマというのを突発的な事例があればまた別ですけれども、当初予定をして取り組みの時期によってこの取り組みについて検証していくというふうにやっていかなければ集大成にした意味がないというふうに考えております。ありがとうございました。

(黒岩委員)

ぜひともそのように活用していただきたいし、やはり本当に安全に関わる部分はきちっとやっておりますということを、やはり周知徹底をすることと、それから安心というのは、それプラスの部分でこういった取り組みをしていますというふうなことになって欲しいないうふうに思っていますのでよろしく願いいたします。

(溝渕)

はい、どうぞ。

(杉本委員)

資料 3 の 31 ページの、いろいろ認証票とか表示というのがあります。資料 4 のところに、高知県 E マーク商品認定制度による E マーク認定。私達、私も含めて消費者っていうのはラベルが好きでして、買う時に「ああ、このラベル貼っているなら安全だ。」とか、いい物じゃないかとか、昔だったら JIS マーク、JAS マークとか、グッドデザイン賞、そんなマークしかなかったから最近すごく増えましたよね。で、もうちょっと例えば JA5 認定機関証 I S O 1400 ですか、1000 これ一般の人はこういうの分からないと思うんですよね。

だからもっとこうエコシステムとは何ぞやと、もっとこういうのを普及というか分かりやすく消費者というか市民に P R して、この表示のやつはこういうものだからとか、そういうふうな P R 活動とかパンフレットみたいなものを配って見たらどうかと思います。

それで、僕がちょっと心配なのは最近ステッカーの乱発っていうんですか、高知県によく子ども 100 番によくアンパンマンのステッカーを貼ってあるシールがよくあったんですけども、そこへ行ったら安全なのかなと思ったらそうでもないんです。

ただ、やはりこう、ステッカーとかラベルというのを厳密に発行していく必要があるし、変な話を昔に聞いたんです。九州の佐賀でも、今、新高梨を作っていますけれども針木のラベルを貼って嘘で売っている人がおるとか。本当か嘘か分かりませんよ。だから、何か私達というのはこうラベルにだまされたりしますので。そういうところも気をつけなくてはいけないと思います。で、もっとこのラベルを認証票の意味は、何を意味しているかとか、

分かりやすい説明も今後必要になってくるんじゃないかと思います。

もう一つ、22 ページの食中毒予防ですけれども、食中毒発生 0（ゼロ）を目標というのは、これはもう当然なんですけれども。食中毒というのは、この数字、発生の数字というのは、自己申告とか、あるいは警察沙汰になったとか。例えば、いわゆるよくちまたで、お腹ちょっと痛くなったけど、あそこのお店の物食べているというような気分ですよ。だから、結局氷山の一角なんですって言ったらちょっと表現もあれですけど、ひょっとして、潜在的にこういうのが起きているんじゃないかと思われるんですけれども、どうでしょうか。

（松岡チーフ）

ラベルにつきましては、やはり、偽装という問題がどうしても避けて通れない問題でして、ラベルには国と県がいわゆる出しているところがあります。で、県の方につきましては、出すところ書かせていただく。私も畜産にいた時に、同じようなラベルの問題がありまして、その商標を作ったものの偽物というものが●というようなことがあって、出すのを厳密化しなくちゃいけないというような動きがございます。

それで、ラベルにつきましては、取り扱いについても各担当で厳密な取扱いをするということで周知の方をしたいと思いますし、またそれと同時に、こういったもの、せっかく県が作ったものがあれば、確かに県の作ったマークとの違いというような部分を検討していきたいというふうに考えています。

それから、食中毒事件の件なんですけれども、事件というのは、実は、食中毒っていうのは通常はお腹が痛いとか、下痢をしたとか食あたりとかそういったものとは全然違います。食中毒の原因となる例えば細菌性とかウィルスですと、大抵原因となる細菌とかウィルスとか、しっかり法律の中で決められています。で、最終的にはこれ誰が食中毒という判定を下すのかということになりますと、これはお医者さんがすることになるということ。

ですので、その患者さんを診たお医者さんが「これは食中毒です」という判定をして届け出をしなきゃいけない法律になっています。その届け出を受けた時点で食中毒事件というかたちでいわゆるマスコミさんへの公表等をおこなっていくというかたちになっておりまして、たしかに、じゃあ、ないのかということになると、非常にその辺りがあるんですけども、基本的にはそういったことで、いわゆるある飲食店等で起こったことになれば、何名も出れば、やはりおかしいと思いますし、保健所の方にもあがってきますので基本的には押さえるということなんです。

ただし、一番実は食中毒が多いのは家庭です。やはり家庭なんです。で、家庭で起こったものを何々家で起こったというふうに事件で取り上げるというのはやはり公正とは違うのではないかと思いますので、そういう意味においては全ての食中毒事件があがっているわけではない。ただし、飲食店等の施設で起こったもの、現出したものについては基本的には分かっているのではないかというふうに考えているのです。

(南委員)

ありがとうございました。

(久委員)

はい。一般消費者の 1 人です。すみません、本当に初歩的なお恥ずかしいような疑問で申し訳ないですが、同じ 22 ページでも、私は目のつけどころがちょっと、もう本当に初歩的で資料 3 の 22 ページ、例えばですけれども、数値目標とかいう表、各保健所にあるのですけど、これを例にちょっと説明というか、発言させていただきます。

何か、普通こういう表を見た時にいいことは右側の方から増えていったらすごく向上しているって気がするし、減少、悪いことは右側の方が減少している数字が少ないのを見たら、ああ、これはいいことだみたいなの、パッと見思うのです。

それで、パッと見してこの表を例えば本当にこれはもう他にもあるのですが、この例で見ると、食品営業者等を対象として食品衛生に関する講習会の開催に 22 年度の現状値が 269 回、目標値が 250 回。その下も、食品衛生に関する講習会の開催が 108 回、とにかく 80 回っていうふうに、すごくいいことが減っているっていうのがパッと見で思うのですけど。初歩的に。

でも、こういうものは講習会一つにとっても内容の薄い講習会を 10 回するよりは、内容の濃い有意義なものを 1 回した方が本当はいいというのは分かるのですけど、パッとこう視覚に訴えた時に、これはこのイベントじゃないですけれども、講習会を縮小させる方向に持っていくのかなと捉える人もいるかもしれないし、この縮小している原因が例えばもう何年間もあちらこちらで講習会を開催して、皆さまに食品衛生に関する言葉も浸透してきたからだんだんそういう必要性が少なくなったといういいことで少なくなったというふうのだったら少なくなっても納得できると思うのですけど。

初歩的な視覚だけで見た感想なんですけれど。こういう、いいことが少なくなっているというのは、そういう達成できているから少なく設定しているっていうことと捉えてよろしいでしょうか。すみません。申し訳ないです。

(松岡チーフ)

はい、平成 22 年度から見れば減っているのではないかとということで、確かにおっしゃられるとおりに思います。で、実はこの平成 22 年度よりも上というかたちで考えるのが通常なんですけれども、実は、平成 22 年度の例えば食品衛生の講習会 269 回なんですけれども、これ結構多い数値だったんです。で、今年度から行くと、グラフで毎年毎年順調に上がっていけばいいのですけれども、どうしてもいろんな下がったり上がったりしながらグラフの方向としては上がっている。というかたちで、基本的には計画を立てていっているというのが一つであります。

それと、ある程度の達成というのものもある。というのも事実であろうと思います。そういったものを含めて、こういったような回数を出させていただいているということがありますので、確かにその辺り減っているということですが、確かに22年よりも増えてないんじゃないかと言われると、非常に苦しいところなんですけれども、決してその前の数字に比べて増えたり減ったりとなっているんですけれども、方向的には上がっていく方向で計画というのは考えています。もしくは、今我々県の方の職員が来ているってということがあります。

また、いわゆる事業者さんも実は増えているのです。県民自体も増えていますし、事業者さんも増えています。ですので、どちらかというところを考えると、現状維持ぐらいがかなり実は妥当な線といたしますか、というふうにも考えられます。その中で少しでもこう上がっていくというかたちで、考えていただければ非常にありがたいなというふうに思っているんですけれども、毎年毎年上がってしまいますと、かなりしんどくなってくるというのも事実でして、我々としてはそういったもののトータルで考えればこの値の数字が妥当な線ではないかなと思います。ただし、数字につきましては今回これで全ておしまいというわけではありませんので、同時に考えてまた新たな数字の方をご提案の方させていただきたいと思っております。

(久委員)

●の関係と達成の関係で数値が減っているということを知って安心しました。知らない人が見たらなんかそうとられちゃうんで、そういうのも添付されると見た人も安心するんじゃないかとお手数だとは思いますが。

(南委員)

そんな書類があったらいいですね。13ページのモニタリングの。

(久委員)

そうですね。

(南委員)

高病原性鳥インフルエンザの監視が900羽になってたのに亡くなって720羽、元々目標値が720だったから現状維持なんですよね。実際はたくさんやったということなんですけど。説明がないとなんかちょっとわかんない。最低ここをやっとけばクリアしたことになりますよというところ。すいません。三谷委員。

(三谷委員)

同じような…県は一生懸命産業振興計画じゃないんですけど、頑張っているところなの

で。数値が出にくいのかなと思うんですけど、例えば同じやっぱり質問です。16 ページはまだ答えが出てない。全然出てないわけですね。16 ページの。あわせて17 ページのその下も結局ワクチン接種と書いてるところも直接集団でかかってくるのかなとか思うんですけども、17 ページの下もやはり産業の構造を考えてこういった数値が出ているのでしょうかと思いました。そういった数値が目標をせっかく出してきてるんですけども、いろいろ課題も縮小しているところがありますので、そのあたりをちょっとお聞きしたいなと思いました。

(南委員)

16 ページの環境業推進課の担当の方が来て下さっているようなので直接お伺いいたしましょう。

(竹内・環境農業推進課)

すいません。ご質問をもう一度お願いしたいです。

(三谷委員)

16 ページの目標値が書いてない。

(竹内・環境農業推進課)

環境農業推進課の竹内と申します。これに関しましては大変申し訳ない。このようになっておるんですけども。実は、我々の数値目標というのは、我々独自に決めているわけではなくて、産業振興計画の大きないろんな課との関わりの中で数値を決めていきます。そういう関係で今そここのところの擦り合わせがまだ間に合っていない。こちらの方がちょっと先行しているということでここが空欄になっているということで大変申し訳ないんですがそここのところ理解いただきたい。

(三谷委員)

次回までにはできるということですね。次回の審議会までにはできるということですね。

(竹内・環境農業推進課)

そうですね。

(南委員)

はい。17 ページの数字が下がっているワクチンのところですね。畜産振興課お願いします。

(與名・畜産振興課)

畜産振興課の與名です。強化におきましては、家畜用ワクチンの使用してを利用推進しているんですが、平成 22 年度には 4,641 という。ワクチンの種類にもよるんですけども、牛については 28 年度の目標の数値を少し下げたんですけども、22 年度はたまたまちょっと豚のワクチンなんかも特に有効なものが販売されて数年たってますので、だんだん右肩上がりにはなってきたはいるんですけども、牛については県下での牛の減少傾向も続いておりますし、例年ちょっと牛 3,000 頭くらいで推移しているもので、28 年度、目標については 3,000 頭とさせていただきます。

(南委員)

ありがとうございました。はい、大西さん。

(大西委員)

度々すいません。大西です。伺いたいことが 1 点とちょっと希望というかお願いというか聞きたいことが 2 点ちょっと言わせていただきたいんですけど。まず 1 点なんですが、伺いたいこととして例えば 13 ページの他にもお話はあるかとは思いますが。放射線という単語の使い方なんですけれども、私この文章見ると放射線物質という単語の方がしっくりくるような感じがするんですけど。食品衛生行政としてはこういう場合には放射線という単語を使うのかどうか。放射線障害という言葉はなじみがあるんですけど、放射線汚染という言葉にあまりなじみがなくて、放射線物質汚染っていうのが私のなかではなじみがあったんですけど。業界用語なのかな。ちょっと確認を一つ伺いたかったことと、あとお願いという要望ということなんですけども、7 ページにあたるかとは思いますが、安全と安心の定義というのをここで載せていただいているんですが、多分これは国の食品安全委員会なんかとの関係もあるかと思うんですが、なので特に言葉を変えろとかいうわけではないですが、個人的な印象としては科学的知見というのをさっき岡村先生にもお伺いいただきましたけれども、その時の科学的知見とは変わるので、その時々科学的知見に基づいているのであろう。

後世になれば評価が変わるということはあるということ、あまり一般の方には科学というともう確実なものという印象を持っていらっしゃる方が多いなというのを日々しゃべっていると思うので、実際、書いていただくことはまた別の話として、その時々であるということはせめて周りには一応、ご挨拶を取らせていただきたいということと、あと 2 行目の「健康への悪影響の可能性」とありますけれども、可能性(確率)であって、起きて被害が少ないわけではないので、化学が保証しているのは確率が低いということであって、起こらないとか被害が少ないことを安全性と言っているわけではないというのが、そこが一般的な見せ場のギャップなんじゃないかなと思うので、そこを最終的には表現はこれかもしれないんですけど、ちょっと関係の方々にディスカッションをさせて

いただいたら嬉しいんじゃないかと思うのと、それというかどちらかというと、一番の基本的な考え方にあたる部分なのか、今までの皆さんの議論とも関わってくると思うんですけど、この1次の資料も見てて今まで参加しながら思ったんですけど、予算が限られたものの中でやっているという話が全然出てこないなというのがすごく私には不思議で。

この間も県の予算とか決算の話をニュースで見ましたけれども、湯水のようにお金があるんだったら良いことはどんどんすればいいと思うんですけども、目標がいろんなこと、数値目標を増やす、リスクは減らすという目標が立てられているんですが、多分、きっと思うに県民の安全はもちろん優先していただきたいんですが、限られた予算の中でやりくりしないといけないんだらうなという思いがずっとここら辺にあって、なのでリスク対策で優先順位を考えて、限られた予算を有効に使うというのも基本的な考え方に入れていいんじゃないかというか、お金が潤沢にあるわけではないからあれもこれもはやりませんよっていうのを、きちんと県民に説明をするという姿勢もなんか最近の県の財政とかニュースを見ると不安になってくるというのが、ちょこっと頭をかすめたので、その辺りも検査のご意見にまたディスカッションしていただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

(南委員)

はい、ありがとうございます。大変大事なことのご指摘だったと思うんですが、いかがでしょうか。

(松岡チーフ)

放射線の汚染ということで、確におっしゃられた通り、凶らずも牛肉の方で検査の方に当たりまして、放射性物質に汚染されたというということが伝えられておりますので、このことについてはもう一度持ち帰りまして、統一した討論の方に行わさせていうふうに考えます。

(川村委員)

そういうことを県のホームページは、放射性物質でホームページ、アップされているんです。私は確認したきましたけれども、はい。だから、多分、課の●。

(松岡チーフ)

申し訳ありません。ホームページを作っている者は私でございますので、横断的にはやっているんですけども、もう少し、手抜かりがあったようで申し訳ありませんでした。もう一度見直して統一した言葉にさせていただきます。あと、他の課の意見、確かにもう一度検討してくださるということがかなり出ましたので、いわゆるリスクとかそういったような、提案なんかもあったということについても、もう一度言葉等について検討の方は



させていただきたいというふうに思います。それから、限られた予算ということなんですけれども、おっしゃられた通り、私が言う立場ではあんまりないんですけども、確かに予算等はちょっと厳しいものがございます。我々も優先順位をつけて、食品の中の検査をどれだけの予算をつけられるのか。講習会の費用をどうするのか。また、我々も思っています。より安心の方に近い認証制度の方を進めて、それからのフィードバックでいわゆる一般の施設等の方に●していただくというような基準をどの位置につけるのか。そういったものやはり検討しながらやっております。

そういったものを分かりやすいようにということで、確かに。だから、我々としては非常にありがたいんですけども、はっきり申しまして「ここにお金を使わないの」と言われるのも非常に厳しいところも正直でございます。いわゆるこの中で見ていただいて、もう少し重きを置いているのはどこなのかというようなことは分かるようなかたちで、ご呈示の方はさせていただいたら、そういう方向では検討させていただきますけれども、「お金がないので、こういうふうな順番にしました」というのはなかなか我々の方では言いにくいんですけども、その辺り読んでいただければ「ここは重点を置いているんだ」というのが分かりやすいようなかたちでのご提案ということは検討させていただきます。

(南委員)

7 ページの表、「食の安全・安心推進体制」の所に書いてある「健康への悪影響の可能」は、これは確率は最小限になるというような言葉の方が適切ではないかというご提案に対して、そこをまだ変えられる可能性があるんでしょうか。それとも、これは国等がもうすでにこういう表現をしているのでしょうかね。

(松岡チーフ)

これは農地法と違いまして、いろんなこういったいわゆる食品の安全委員会さんの考え方とかいろんなものが出ていて、実は用語が結構、実は国でもばらばらなところがございます。その中で一番いい表現の方を取り入れて、審議会にはお示ししたいというふうに考えています。

(南委員)

それともう一つは、「予算の有効的活用」という言葉の表現がどこかに入ったらどうかという。別に先ほどの予算を取れと言っているわけではない。「予算の有効的活用」という表現をされていたのを、そこのところが工夫されたらどうでしょうかね。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(川村委員)

三点ほどあるんですが、まず具体的なところからいきますと、13 ページの今回の放射性

物質、●放射性物質と、健康だとか食品のぶんについて非常にいろいろと議論されているところなんです、高知県としてはホームページで見ますと、非常に早く日程をうたれて国の指示がなくても独自でやるって方針化されたことが大変すばらしいことだっていうふうに思いますが、ただ暮らしという視点からいきますと、対象として検査値があげられているのは、エコだとか、ここにでてきた地場産物いくつかに限ってのことで、私たちはプラスという点からいうと、いろんな食品食材が高知県外から全国からはいつてきているので具体的に言えば高級食の食材等は、それからこれは将来を担う子どもたちが食べる問題にそれから病院だとか、いろんな福祉施設、体に病気をもっている方々のところでは、給食も行われていまして、これについては県内の企業だけではなくて、委託で東京なり大阪等の業者さんが入っておられて、実際に高知県内ではつくれないいろいろな加工品だとかはいつてくるんです。

そのあたりについてやはりコンスタントにデータを蓄積していくことが必要ではないかというふうに思います。これは先ほどの科学的知見っていうところとも関係をしてくると思うんですけども、ここから先私の研究者としての立場を言わせていただくと、今回の放射線との健康の問題というのはこれは科学的知見の及ばない状況になっていて、ただし一定の学者研究者のなかでのコンセンサスで描いている部分があるんですけどそれをこういったところにいろんな問題があって、そういうのはやはり各方面で言われているようにデータを蓄積していくしかないだろうというふうに思います。これは被爆の問題にしても内部被爆と外部被爆とのトータルでみていくことが大事で、すごく大量に被爆した場合と微量で長く続いた場合とでどうなるかっていうのは、これは世代的にどこにもそのデータが現在ありません。

●ございます。ですからやはりこれはデータを蓄積していくしかない。ですから、その体制を大変だと思えますけれども、体制づくりを是非お話していただきたいという願いがあります。それから、そのことも含むんですけども、各課で食の安全安心ということに取り組んでいただいているんですけども、時々感じるのはやっぱり横並び一線という感じ。例えば、これはこの課、この課というので、リスクマネジメントっていうのがどこにも言葉がなくて、リスクコミュニケーションというのがよく出てくるんですけども、リスクマネジメントっていう観点、あまり聞いている方では受け取れなくて、先ほど前半で出てきたいろんな問題とかリスクマネジメントだろうと思うんですね。

今後の問題だとか、時間軸でどういうものを削っていくとか、今回の放射性物質の問題にしてもリスクマネジメントでそれで何かおこった時にやはりどこが統括をしていつてるのかというのがよく分からなくて、そのあたりが実際に県民消費者にでていくときに濃淡のない優先順位のないものにもなって行きかねないところがあるんじゃないかなというふうに感じました。

それから、もう一つはこれのお願いですけども、PR をしていくときに広報版というかは是非暮らしを視点にした書き方の観点等つくった方がいいんじゃないかと。こういうふう

に私たちが思うここで審議するようなこういう縦割りとかこういう項目分けですと、なかなか暮らしには浸透しにくいのではないかと。私たちが日常食べる時には地場産物もあり加工品もあり輸入品もあると、その時にどういうふうなことで安全安心が確保されているかというふうな工夫をしたようなパンフレット作りというのをみんなで作っていただければいいんじゃないかというふうに思います。以上です。

(南委員)

ありがとうございました。放射能の汚染。福島食品、食べるものに対すること、学術会議で一度、川村先生がご指摘になったように、議論したことがあるんですが、学者の間でも縦割りです、「ブラックホールみたいに水はどこがやってくるの」と言ったら誰も知らないというようなことになったりとか、あっちの学者の中では知らない、みんな食、食べるもの専門家なんだけど水はやらないんだよというような学者の間でも縦割りがあって、知識が統合的にあ集めるのが大変難しかったというのを経験をしていて、先ほどおっしゃられたようなそういうことを調査し続けていく姿勢というのが、いろいろなところで必要なんだなというのがおっしゃられて、ご提案があったのだと思います。

一つはリスクマネジメントの担当は、この危機管理体制の強化のところを見るとすべての関係課となっているので、すべての関係課が関係しているんだけどどこが統括するのかということなんですかね。いかがでしょうか。

(松岡チーフ)

まずは、放射線の問題なんですけども、今非常に大きな問題になっているかと思えます。それで、私どもも今は牛肉につきましては、最初に問題のあった時点で周期的にやって、月に2回、それから今、月に1度というペースで検体ということで県外の流通している食肉の方の安全性の方を見ているという状況にあります。それで、基本的な検査ということを確認にやっていただきたいというご意見というのはあるんですけども、一つには検査をするための機器というのが、今限られていて、衛生研究所の方に1台、検査機器がありますので、その1台しかないというのが現状です。

それにつきましては、それを専用に我々食品で使えるかということそうではなくて、いわゆる文部科学省の方から、いわゆる「お水とか空気中の放射性物質とかチリとかを、そういった者をモニタリングしてください」ということで、県政委託というようなものを受けておりまして、それを使って、空いた時間をもって食品とそれから堆肥等の検査の方をなんとかその間に入れてもらってやっているというのが現状です。

ですが、なかなか重いのが検査が非常にしにくいというのが現状ということなんです。たまたまもう1台なんとかならないかということで、検討しておりまして、来年度、今年度の末くらいまでにはもう1台どうかということ、今、進んでおるところです。

そういったような状況に加えまして、非常に流通品というのは数が多いです。食品の方、

原材料といますか、生で食べる魚、野菜、果物等もありますし、加工品もございます。それをどう取って検査をしていけばいいのかということが非常に難しい。学者さんの中でも非常に意見が分かれているところで、どうなっていくのかなど。その辺りの收拾をつけないとやみくもになっても、これは○だった、これは×だったというだけになって、あまり検査をする意味合いというのがずれてしまうということもあろうかと思えます。かつ、どうしても農産物こちらの文章にも書かさせていただきましたけれども、いわゆる一旦流通をしてしまいますと、非常に後が追いきいんです。確かに、今、トレーサビリティということが言われていますけれども、加工品になってしまいますと、もう正直言って「分からん」ということですので、全く。商品から後追いをしていくというのが非常に難しいというかたちになってしまいます。そうなってくると、やはり、原材料の段階で生産するところがしっかり安全なものを要求するということで、検査をするということで、国の方はやはり考えておるといふふうに思っていますし、我々もその旨を厚生労働省の方にはお願いをしておるところです。その検査体制につきましては、東北を中心としまして、周辺的都県の方で検査の体制とつくっておきまして、いろんな検査を実際に進めております。厚生労働省のホームページにも毎日のようにたくさん、すでに数千件の検査のデータというのが蓄積されておきまして、どういったものが検査されていて、どういうデータか全て分かるようになっていきます。

それを基に、研究者の方を中心としてどういったかたちで、これは高知県というよりも、国内でどうしていくのか。そして流通はどうなっているのかということ踏まえての検討がなされるべきではないかなというふうに考えておきまして、それを基に厚生労働省がどうしているのか、農林水産業の方がどう考えていくのかというところはですね、今我々も注目してみたいというところだというふうに思っています。ですので、なかなか県内なかにすぐ流通しているもの、例えば、次は野菜だとか次は魚だとかいうことをやみくもに検査をするという状況というのは、今のところ難しいのではないかと。というふうに考えておるところです。ただ、高知県産の県産農地につきましてはですねいわゆるお水の検査とか空気中の放射線量等を考えれば県内産についてはいわゆる放射線物質に汚染されているといういわゆる規制値を超えるようなものっていうのは基本的にはないんじゃないかと。いうふうに考えておきます。それにつきましては農林水産業さんの方も一度検査をされておきまして、基本的には全て検出というふうな原価以下であるという数字がでておるかと思えます。なかなか検査をということになると、ここで検査計画の中に推進計画の中で、これ以上突っ込んだ内容で書いていくというのは、現状では少し難しいというのが正直なところであろうかと思えます。ただ、それをないがしろにするというつもりは全然ございませんので、いわゆる何かあったらとか、あと、これより新しいものが出たというものがあれば、すぐに情報提供をしまして、それに対する検査等の対応策ということは検討して実施していきたいというふうには考えておきますので、今のところはそこまでが我々のお答えのできるところではないかなというふうに考えておきます。

それから、リスクマネジメントの統括のところなんですけど、このリスクマネジメント、各課さんが事業を持っていて、その事業内容のリスクマネジメントというかたちになってきますので、それをすべて網羅して統括していくというのは、ちょっと難しいかなと。我々も、やはり、事務局としまして、その辺りのことを考えないわけではないので、そういったことで、危ないところがあれば、どういったリスクマネジメントしていくのかということで、お聞きをしていくということはあるかと思いますが。我々が全てを持って、一定の全てのリスクマネジメントを統括していくというのは、ちょっと厳しいかなと。あくまでも、担当課さんの方でしっかりリスクマネジメントの検討をしていただいで、そこはお願いしたいというふうに考えております。

それから、PR ということ、非常に大事な件だと思います。先ほど、溝渕の方が言いましたように今回、この冊子というのは、2種類作るつもりでおります。前は、いわゆるこの計画等を中心とした厚い冊子、厚いと言ってもこの程度なんですけども、冊子の方を作ってやらせていただきました。そうすると、やはり、読むところが多くて分かりにくいという言葉もございましたので、今回はPR版といういわゆる簡略版のような、もっと網羅をしながら分かりやすいようなものを、もっとPRできるようなものを作っていこうと、2種類作ろうというふうに考えておりますので、その辺りはご意見をいただいで、中身に入れていきたいなというふうに考えております。

(南委員)

はい、どうぞ。

(川村委員)

お話ありがとうございました。大変だろうということは理解はできるんですが、具体的に言うと、例えば、学校給食ですとそんなに多くはなくて、例えば、子どもたちが食べているゼリーだとか、限られているんですね。ですから、そういうものというのは、学校給食会とかそういったところで調べれば、学校でやれば分かるわけですので、例えば、追手は今全部オープンにしているんですね。自主検査をやっていると出ているんですけど、出ないところもあり得ますから、例えば、そういう業者さんに対しては自主検査なり、どこから委託をされているのかとか、そういうことの調べはできるのではないかなと思うんですね。それから、病院にしても委託はどこが入っているのかということですから、その会社に向けてどうですかという、現状把握はできるんだろうと思います。

ですから、それを誰もしないで大丈夫だろう、大丈夫だろうと言って放っておくことに問題がある。いわゆるリスクマネジメントができてないかなと思っています。できることから、やっていくと。このことは、本当に何度も申し上げますけれども、科学的なところを越えたところにこのことが起きているので、あとで後悔のないように、きちんとできることをしていくということが重要ではないかなということが重要ではないかなと思います

ので、どうぞよろしくお願いたします。

(南委員)

情報収集等の問題によって、状況のモニタリングというのは入って、こちら側が直接検査しなくてもできることもあるしということだと思います。ただ、この危機管理のことって、ちょっと大きいので、一課でどうこうという規模ではないので、せっかく部長さんいらっしゃるので、お話いただけたらと思いますが、どうでしょうか。

(入福部長)

リスクマネジメントを全体の食の安全ということについては、我々の部分ではやってはいますけど、その大きく危機管理ということにつきましては、県庁の中にある危機管理部というのがありまして、その危機管理部は幅広く、その蜂に刺されながら、地震もあり、いわゆる危機事象ということについては、危機管理部というのがありますので、全体についてはそういう組織として構えていますので、あとは個々の事象が発生するごとに当然、連携というのが一番重要でありますので、牛肉の放射線量に関しても、我々はその危機管理部とも連携しながら、特に、今回の場合は高知市の高知市保健所との連携が非常に重要でありましたので、そういうことについても反省といろいろ積み重ねをやってきたということでございます。

組織としては、そういうものを構えていますし、あとは個々の事象という事態ごとにどう対応していくかということをやっていくということだと思います。

(南委員)

ありがとうございます。県民から見ていると、すごく大きな例えば取組みに見えたりとかいろいろなご判断、それから最後は知事さんということで、行政をあげて対応していくとか危機管理があったものですから、きっと食品の危機管理に関するマニュアルの整理をすると、その中に危機管理の流れがもしかしたら見えて、県民もそれで安心できるということの方があればいいだろうと思っています。さっきは県庁の仕組みのことをお話されたんですが、その所々で出てくるかなというふうに思いました。中村さんお待たせいたしました。手が上がっていて。

(中村委員)

JA 高知中央会の中村です。個別の話になるんですが、資料で言いますと 15～16 ページくらいのところになりますけれども、食の安全・安心対策で JA グループも取り組んでおりまして、農薬の適正使用もそうなんですが、生産履歴帳運動など、その GAP。こういったものに取り組んでおります。JA グループとして生産履歴帳の推進と並行して、GAP を進めていくということにはしておるんですが。これは当然県と連携してという形になっておるか

と思います。そのなかで GAP に関してと同じ 16 ページに出ておるところなんですが、現場の方では、なかなか必要性を感じてないところもあって、また国の方も努力義務的などころで、はっきり見えてないところもありまして、なかなか広まってこない。特にの方には、力が入っているところがあるんですが、現状としてはなかなか進んでおられない。先ほどちらっと出てきておったんですが、エコシステム栽培とかそういう関係で必須項目に挙げられておって、この GAP について取り組んでおるといふ事例はあるんですが、それが事実反映されてないところかと思えます。国なんかで努力義務的などころで、はっきり見えてきていない現状の中で、県行政としてこれから GAP の取組をどういうふうに進めていくかということをお聞きしたい。

その中で GAP 部会というのが県を中心にありまして、私どもの担当もそれに参加しております。GAP のマニュアルというものを見直すということになっておるんですが、今後の取り組む方向性というか。どういうふうに行行政に諮っていくとかということをお聞きしたいというのが一点です。

あと、前回のこの会議であったかと思うんですが、GAP のウォッチャー制度というのが出ておったかと思えます。この資料の中で、後ろの方には食品表示ウォッチャー制度というのが出てきておりますが、この資料を見ると GAP に関して出てきてないと。昨年度あたりから始まった取り組みですので、こういったのが今後どうなっていくかというのを聞きたいというのが 2 点であります。休憩前に総括の中で、県行政によります検査の妥当性、診断の妥当性という話があったんですが、そこも合わせてお聞かせ願いたいと思います。以上です。

(南委員)

はい、では担当課で環境農業推進課、よろしいですか。

(竹内・環境農業推進課)

はい、三点ご質問いただきました。まず GAP の推進をこれからどうするのかということでございますけれども。

(南委員)

すいません、GAP って何なんですか。

(環境農業推進課)

すいません。GAP というのは GAP と書きますけれども、これは GOOD AGRICULTURAL PRACTICE という英語の略でして、直訳いたしますと良い農業の実践とかいうような意味になろうかと思えます。日本語というか農林水産省では、農業生産工程管理というふうな訳をあてておりまして、要するに農業をする上で農業者がいろいろな関連する法令なんか

ありますけれども、それに違反しないようにして正しい農業をやるためには、どういうことに気をつけていかなければならないかというような項目をいっぱい定めまして、それがきちんとできているかどうかを農業者自らがチェックをしてというのができていなければ、なぜそれができていないかということを考えて、次にそれを生かすというようなものです。

ですから、そもそもこれはヨーロッパの方では一種の認証制度になっておりまして、そういうきちんとしたチェック行為ができているという生産者に対しまして、認証を与えて、それが流通面での一つの選択されるかどうかというふうな機能を持っているものです。日本でも同じように認証制度としてもあるんですが、認証の部分ではそれほど浸透してはおりません。今、国の政策あるいは、我々がやっておるのも、あくまでも自己点検をすることによって、例えば先ほどよりありますような、農薬の基準値オーバーするような事故とか、あるいは、食品衛生面でのいろいろな病原菌が付着したりとかするようなことを防ぐとか。あるいは生産物に異物、例えば髪の毛であったりとかそういったものが混入しないようにするとか、そういったことを結果的にしていくというようなことなんです。

そういうことで、今まで農業者の間には、あまりそういう概念が元々なかった。ヨーロッパでは、やはりかなりそれが進んでいるので、逆にそういうことをしてなければ、もはや生産者として認めてもらえないような。特に、オランダなんかは、すごく進んでいるようなんですけれども。日本は、元々そういう土壌がなかった。何となく外国産は信用できないけれども、国内産だったらまず大丈夫だろうとかいうような一般の消費者の方には、わりと浸透していると認識しておりますけれども、そういうところで結構これは、生産者にとっては面倒くさいことでもありますから、なぜそれをしなければならないのか。そんなことをしなくたって信用されるし、流通もするしいじゃないかというような思いが、実際にまだまだあるんだと思います。

結局、そういう元々の国民性とか価値観とかそういうものが違うところへ、外国の制度をそのままポンと入れようとしているところに、そもそも問題があるのじゃないかというふうに私は思っておりますけれども、それはそれといたしまして。将来的にやはり食の安全とか安心とかを、ちゃんと担保していくためには必要な行為ではないかと考えております。ですので、やはり今はまだなぜやらなきゃいけないのか。何のためにやるのかということ自体が、あまり理解されないまま何となくこういうチェック用紙みたいなものが配られて、これに○×をつけて、これをつけないと例えばエコシステム栽培の認証がもらえないであるとか、あるいは環境保全に対する農業の補助金の要件になっているんだとか、そういうことでしか今ないので、非常にこれはなかなか難しくて時間もかかると思うんですけど。あるいは、世の中の見方自体が変化しないと変わっていかない部分もあるうかと思っておりますけれども、それとやる意義といいましょうか。それについて地道に理解を求めながら進めていくしか、今のところはない。急にその行為が認証制度に代わって、そうでなければ販売できないかということには、なかなか急になることもないでしょうし、そういうふう考えてます。



ウォッチャーに関しましては、これは先ほどちょっとお話しましたけれども、ヨーロッパがやられているこの GAP の認証ですと、当然それがきちっとやられているかどうかを、第三者が確認をする必要があるわけですね。自己申告ではダメなわけです。我々がやっている GAP というのは、あくまでも自己点検で自分でやってやれましたということを表示するものですから、そこにそういう第三者のチェックというのは制度としてはないんですけれども。しかし、それだけでは他から見られた時の信頼というのも一つありますし、やっている者にして見ても、まさに何のためにやっているかよく分からないという部分が出てこようかと思しますので、何といたしましょうか。いわゆる第三者の監査的なものではないんですが、ウォッチャーという名前ですらそういう取組を第三者に見ていただいて、それなりの評価ではなくて、これは感想という形には今なっておりますけれども、述べていただいて次の活動につなげるというそういう取組です。

やはり GAP をなぜやるかという意義、概要を理解していただく上でも、これは重要な。ただ現状のままですと、ウォッチャーさんもどういふところを求められてるのが、十分ウォッチャーさんにも伝わっていないというようなことがあって。せつかくウォッチャーさんに来ていただいたんだけれども、その受け入れた方が期待していたこととは違うような評価になったりとかいふこともありますので。そこらあたりは、ちょっと整理して引き続き続けていきたいというふう考えております。

最後に、これは資料 1 にありました。冒頭にご説明がありました、農薬の残留検査の検体数のことに関するご質問ですけれども、現在、高知県では我々環境農業推進課が年間 200 検体の残留検査をしているものがございまして、食品・衛生課さんの方で 60 検体ぐらいですか。違いましたか、そうですね。それから、あと高知市の保健所さんの方も、日曜市とか曜市の農産物を対象の検査をされていることです。それから JA グループさんで、これは農協の方に出荷されるものについては、自主検査ということで年間 2,000 検体ですね。この検査をされていると思います。

そういう中で我々がやっている 200 検体というのが、十分な数なのかどうなのかというご質問だと思うんですけれども。当然、たくさんある農産物の中から一定の数をサンプリングして検査をするわけですから、サンプル数が多いほど信頼度と申しますか、そういったものが高くなるということは間違いないと思います。ですから、200 検体やるよりも 500 検体とか、あるいは 1,000 検体とかやった方が、より信頼できる結果が得られるんだろうと思いますが。例えば、じゃあ 1,000 検体をした時に、それは 200 検体と比べるともう少し信用できるかなという数字にはなるかもしれませんが。じゃあ 1,000 が妥当かといわれると、いや 1,000 でもやはり不安、心配じゃないかとかいふような見方もできるわけです。

最終的に結論と申しますか、一体いくらだったらいいのかどうなのかということに関しては、ちょっと明確な答えというのは、なかなか出てこないのではないかと申すように認識しております。そういうこともあります。逆にどんどん数を増やしていけば、先ほどちょっとお話にもありましたけれども、当然検査に費用などもたくさんかかってきますので、

そこにたくさんお金をつぎ込んでいくということに関して、無理も生じてくるということも現実にはあろうかと思えます。そこで、こういうもうすでに出荷されたもの、あるいはされようとしているものに関しての、もうすでに農薬が使われた後の検査をするのも一つ、当然大事なことなんです。そうではなくて生産の過程で、そうやって誤った農薬量の使い方をすることがないようにするために、先ほどお話もありましたけれども、農薬の使用履歴をきちんと記帳する。

あるいは、これこそまさに GAP なんですからけれども、きちんとした農薬の決められた方法について、正しく使っているということを生産者に言うなれば確認しながら。また同時にやったということを消費者の方にもお示しできるような仕組みづくりといいいますか、検体数を増やすということよりも、そちらの方に力を入れていくということで、より信頼を高めていくという方がより現実的ではないかなというふうな認識を持っております。よろしいでしょうか。

(南委員)

中村委員、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。他に、はい。中澤委員、お願いいたします。

(中澤委員)

今、問題になっているのは生産者も、今までのように何と申しますか。市場に出して、そこから売っていただくということじゃなくて、ネットで生産者が直接送っているという流通が変わってきました。それにやはり、そこで私たちが消費者の見えないところが、だんだん深くなっているんです。それでも私たちは、やはり生産者との感覚をもう少し自分たちも生産者の所を訪問し、それからまた、何かの行事で生産者の方に来てもらって。そういうことをしないと、やはりどんどんネットで売れるところに送っていくということは、それは生産者は非常にいいことだと思うのですが。ただ、地産地消の私たちが、やはりいろいろ気になることがたくさんありますので、これはどうしても私たちは生産者との手を結んで、今までのような安心して食べれる野菜とか農作物を、応援して作ってもらおうということ。それは、最近しなくちゃいけないということが、非常に感じるようになりました。一時は、行ってました。安芸の東部のナスの農家とか、あちこちに視察に団体で行っておりましたが。さあ、それがお呼びだって行ったんです。ところが最近、まったくお呼びもなし。私たちが進んで、バスで年に1回行くのね。それを●選んで行くように努力はしております。それから、そういうところの流通が新しいということが、非常に地産地消がだんだん離れていってるんじゃないかと、すごい危機感がありますね。

それと、もう一点。先ほどおっしゃった給食のことなんですけれども。非常にいいご意見を先生が出されて、私は本当に安心と申しますか。これで今の子どもたちが、非常に危機感のあるところに置かれているのに。これをどうしたら、子どもがちゃんと育っていく

のかということ、ものすごく思っているんです。それで先ほどの、いろいろなデータを取っていくという。今は出るんですから、放射能の件とかデータを残していく。未来のためにも子どものためにも残していくという。これが今までまったくできてなかったんですよ。このデータがないから、それに対して今がどうなっているという、これができないんですね。これは、先生がいいことおっしゃってください、私もほっとしました。さっきのお話を是非、また先生もよろしく。本県では、やはり自分たちも健康で未来の子どもたちは育っていかないといかんよね。私たちも応援したいと思います。どうぞ、またよろしくお願いいたします。

(南委員)

ありがとうございました。スポーツ健康課の方、学校給食の関係で何かありますでしょうか。

(徳広・スポーツ教育健康課)

失礼します。スポーツ健康教育課で学校給食を担当しています、徳広と申します。食の安全、特に放射能の最近の汚染に関してですけれども、県民の方からもいろいろ、牛乳だとかお肉だとか、それから野菜等について、いろいろご心配であるというふうな意見をいただいております。私どもの取組が100%であるとは思いませんけれども、まず学校給食は、地元の物を使うということを基本にしています。県下の99施設の食材を一年間にわたって調査をしましたところ県内産の使用割合は、食品数ベースなんですけれども44.9%でありほぼ約半分ぐらいは高知県内産の食材を使っておりました。まず、それが一つ。それで、先ほど松岡チーフさんは、おっしゃられましたように県内の雨水であるとか、土だとかの放射線の状況も調べていますので、まず県内産は今のところ安全であろうということで、安心をしています。

それから、もう一つの方法としまして学校給食の衛生管理基準というのがございまして、食品の検収、記録、保管等につきましては、まず品名、数量とかいろいろ確認することがありまして、その一つに生産地を確認し記録して保管するという仕組みができています。なので食材が届いた時には、学校給食の担当者がどこ産の物であるかということを確認しています。そのような仕組みと合わせて、まず地元産を使うということと、それから食品の生産地を確認するというので、安全、安心を確保する取り組みを、ずっと続けております。以上でございます。

(中澤委員)

数字を言われると、かえって不安だったりするんですが。50%は、地産で安全なだけでなく、あとの50%はどうなるがでしょう。

(徳広・スポーツ教育健康課)

今、食品の国内産といいますか、地産地消率というのがカロリーベースで今 4 割切ってますよね。そういうふうな状況の中で半分近くいっているということは、多いというふうに感じています。国の全国平均が 3 割ぐらいなので、高知県としましては、本当に全国でも上位にあるという状況です。どうしても学校給食は大量ですので、また高知県で採れないもありますので、かなり限界に近いぐらいの状況で使っていると思います。

例えば、お米でしたらほぼ県内産ですし、牛乳なんかも 7 割ぐらいが県内産ですしというところで、かなり努力していますし。可能な限りの限界に近いぐらいの県内産の利用であるというふうに思っています。

(中澤委員)

いや、それは素晴らしいことなんですけれども。県内産の物が使われるということは、今安全のことを言ってますが、安全性ということが農家の方たちが支えているのは素晴らしいんですが。給食の全体的安全性のチェックという意味において、県外の物が 5 割はあるわけで。

(徳広・スポーツ教育健康課)

そうですね。県外と、それから外国産というものが合わせて 5 割はありますけれども、それにつきましては、生産地の確認をしています。放射能汚染に関しましては都道府県の確認はしています。100%を地産地消に近づきたいという思いはありますが、それは食材をいろいろバランス良く摂るということを考えた時に限界がありまして。安心、安全もすごく大事なことですけれども、学校給食はそれだけでもない部分もありますので、栄養のバランス、食育の視点も重要であり可能な限り安心、安全というふうな視点ではやっておりますけれども、県内産の食材の使用については精一杯今のところの限界に近い状態かなとは思っております。

(南委員)

いや、先かまいませんかね。対象をそういうことで、調査をされたりとかいうことをしたらどうでしょうかというお話だったんですが。安全だということでしょうかね、結論としますと。担当課は。

(徳広・スポーツ教育健康課)

そうですね、はい。

(中澤委員)

それで、県の方のチェックといいますか、そういうものをまったく業者さんに任せてし

まってるんです。何かいったら、できた給食ですよ。それを県外のをどれくらい使った。それから輸入物をどれくらい使ったと、いろいろの食材を使っていると思うんですが。その結果のできたもののチェックといたしますか、そういうものはまったく行政の方は、やってはないんですか。業者さんだけのあれで、出しているということですか。

(松岡チーフ)

私どもの方では、給食施設への立ち入り調査というものがございまして、その中でいわゆる学校給食につきましては、その施設の基準とかそれから事業者の衛生管理とか、そういった条項につきましては保健所の方も見ておりまして、そちらの方は確認ができます。最たる問題は基本的にはないというふうな状況にあると思います。あとその製品ですか。給食そのものにつきましては、献立等につきましては教育委員会さんの方の、いわゆる学校の方の栄養担当の先生の方がたしか決められていて、こちらの方はやられているかというふうに思いますが。そのへんは、ちょっと詳しくご説明できないでしょうか。

(徳広・スポーツ教育健康課)

すいません。給食の衛生面の安全ということで、よろしいですかね。

(中澤委員)

これは報道のあれでやってたんですが。東京の若いお母さんたちが、やはり子どもには、なるだけそういうものを食べさせたくないというので、給食のできた食材をすべて検査機にかけているというような報道をされてたんです。それは、食材を全部一緒にして一つのお料理の物を、検査機にかけて見ていく中で、放射能はこれくらいの残留ですという、その確認を得ているというような報道をされていたので。外国の物も使っているの、そのところどうなのかなと。それは、もうお任せしているんですか。

(松岡チーフ)

そうですね。基本的に県が行政として給食の、いわゆる食品の完成したものに放射線のチェックをしているという状況にはないというふうに思います。それから、やはり我々食中毒等に関しましては、学校給食というのはいわゆる検食という形で、きちんと残すように決まっています。それがございまして、問題がある症状が出たような時には、そのものも取り出してきて詳しく検査をするということはやっております。

(南委員)

どうぞ。

(田村委員)

そうですね。放射性物質が食品に残っているかどうかというのは、実は私どももメーカーには、実は問い合わせをしています。だからまだメーカーも、●は検査もしてますけど●検査なか、まだ決めかねてると。世の中の流れを見て、どうしてもいるんやったらいかないかんけども。全然やらんわけにはいかんだろうなという人は、僕ら●そうながですよ。それで、お客さんの場合、我々が売っている商品について、放射性物質の問い合わせは、まだあまりありません。逆に国補助金●が情報を隠しちゅうというて、クレームがきたことはあります。

だからどうしても、まだどういいますか、計りかねているんじゃないでしょうかね。でも、大手は多分やっています。高知にあるイオンさんなんかは、トップバリューはこういうのをやっています。要するに、大手はやるのに中小ではやらないという問題は多分出てくるんじゃないかと思って。だから例えば、東京でも福島県で作っている加工品を検査をして売りゆうのに、高知県は全然サンプル検査もしていないというふうなことが、ようするにこれから違反对象にする。他へ売っていきこうという時に、後ろ向きに捉える可能性はあるかもしれないので、簡単に決められる話じゃないと。よく検討とかは、していった方がいいんじゃないかなと。

それから他の県の情報とか、今雑多に情報が出てくるんで、こういったご意見、あちこちで業者さんに聞きますけれども、雑多な情報しか入ってきませんけれども。だけでも遅れるとまずいかな。これも行政と議員さんの出番ですから、どうやらねという意見をまとめてみて、そういうようなことをしないと、お金がないからやらないというのも分かります。いろいろありますけれども、やはり食の安全とかこれから多分そういう方向になるとしたら、それに対する対応を考えておかれた方がいいのかな。これが●にしても、きちんと県民に説明ができる体制だけは作っておかないと、「分かりませんでした」というわけはいかんじゃないですか。言うたらそういうように、あちこち情報を取る中では、個人的にはそんなふうに感じますけれども。

(南委員)

ありがとうございます。

(大西委員)

私、放射性物質に詳しいわけではないんですけれども、検査をしてこの数値でしたっていうので、安心してはいけないというのもまだ測定というのも、多分、放射性物質もいろいろ種類がありますので、その種類によってただ、この距離で線量計を当てていいのか。この距離だったら測れないとか。ものによっては紙一枚こうやったら遮へいされるふうな検査だったりありますし。なので、どういう評価法がいいのかというのも、実際まだ確立されていないので。だから待てというわけではないけれども、今どこかやっている検査体制をそのまま導入するのがいいのでもないというふうな。

それとか検査する人のテクニックも、ものすごく検査って出てきますので。自信がなければ導入できないというのもあると思うので。だから状況を行政の側が伝えていただくというのが、一番安心感につながると思うんですけども。検査しているから安心、してないから危険と必ず直結しない状態。今はまだ、それがこの検査法で安心というのが放射性物質については、まだないんじゃないかなという感覚があつて。元素による違い、半減期の時代というの、まだマスコミだと何か何でもガイガーカウンター当てればいいような雰囲気になってますけど。そうでもないというのもちょこっとずつ広まると、何に注意するのが必要なのかという注意のしどころというの、もうちょっと整理されてくるとまた、皆さんの感覚も違ってくるのかなと思いました。

(南委員)

はい、ありがとうございました。時間も非常に迫ってきておりますが、これだけは言っておきたいというご意見ございますでしょうか。

(大西委員)

すいません、もう一個。今回どなたからも TPP という言葉が出てこなかったんですけども、私は TPP ってあまりに難しくて、こう見てて分からなくて。TPP に加盟すると、加盟というか日本もその中に加わると、食の安全性とか食への安心感というのは、どう変わるかというのは私には分からないんですけども。これからの第二次策提案というのは、それにも対応可能なような感じで作られているのか。それとも加盟が決まったら、また作り変えられるものなんですか。

(松岡チーフ)

TPP につきましては、農業の方は大きなダメージを受けるのではないかとということで、今かなり大きな問題。工業製品を輸出するには有利だけれども、農業等についてはダメージを受けるということで、今いろいろ細かいことはあるんですけども、そういったような整理でご議論がされている。国の方で議論がされているんだろうというふうに思います。それで農業の方ということになれば、農業政策課さんの方にご回答いただきたかったんですけども、本日別の大事な農業政策課が中心になってやるべき事業があるということで、今日は出席の方はちょっと許して下さいというかたちでご回答をいただいています。その点につきましては農業政策課さんの方に伝えまして、その旨を盛り込んだ内容かどうかということは、後ほどご回答させていただくということでかまいませんでしょうか。

(川村委員)

川村ですけど、英文の TPP の内容は出てるんですけども、それを国によって和訳をしたものなんか、どこを探してもないんですが。その理解でいいのか、どこか県のトップあ

たりの所には、各県にはそういうのが配信されているのかどうかというのは、合わせて教えていただきたいと思います。以上、それだけです。どこ探しても英文しかなくて、だから日本語としてちゃんとどういうことを言っているのか。新聞には発表されないし、政府にどんどん入っていても、どこにもないんです。英文しかないので、まず教えてください。以上です。

(南委員)

今日も情報提供の要望もあって、またあれば教えていただくということで。本日は大変次の計画案、素案に対して大変活発な有意義なご意見をいただいたと思います。それを元にして、事務局でまた修正をしたり付加をしたりして、次に進むんだというふうに思います。本日は決定をするという日ではなくて、審議をするというものでしたので、これで議事を終わりたいと思います。本当に、どうもありがとうございました。

(松岡チーフ)

どうも南会長、どうもありがとうございました。最後に事務局より本日の審議内容の確認と、推進計画策定に向けた今後の計画につきまして、お知らせの方をしたいと思います。

(溝渕)

上の方なんですけれども、事務局の方で確認をすぐに今後、取組む課題をいただいたんですけれども、かなりたくさんのご意見が出ましたので、まずは早いうちに整理をいたしまして、それから一旦こういったご意見が出ましたということで、皆さんにご確認のお知らせをしたいと思います。できるだけ早い時期にその整理は取りかかりたいとは思っていますので、まとめの方については、今日のところはご容赦いただきたいと思います。

今後の計画なんですけれども、まずは事務局の方で今年の審議会の方でもお話をしたんですけれども。ここで出た意見を元に、修正案を早急に作りまして12月に入りまして、委員さんからご意見出しをしていただいたのを、修正して前にご了解いただいたかたちのものを、パブリックコメントを募集しまして。それをパブリックコメントをいただいて、また修正を加えたものを元に1月に最終の会をしたいと思います。本当にこの大事な会を、2回の審議会というのとはなかなか厳しかったかもしれないんですけれども。今回、地域の意見交換会ということもありまして、こういったかなりタイトなスケジュールになってしまったところなんです。1月にでき上がり、それで公表して年度内にまずは概要版ということで、県民の方にこういった計画ができましたというお知らせをしていきたいというふうに考えております。また、まずは今日のまとめの方について、確認のお手紙なり FAX なりいくと思いますが、またよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

(松岡チーフ)



そうしましたら、以上をもちまして平成 23 年度第 1 回高知県食の安全・安心推進審議会を終了いたします。委員の皆さまには、ご多用中のなか、本日は本当にご熱心な審議をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、終わりとさせていただきます。